

第六十五回国会 参議院 内閣委員会 會議録第九号

昭和四十六年三月十八日(木曜日)

午後一時十六分開会

委員の異動

三月十六日

補欠選任

柳田桃太郎君

事務局側

常任委員会専門員

三月十七日

補欠選任

長屋 茂君

説明員

相原 桂次君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

田口長治郎君

塚田十一郎君

安田 隆明君

足鹿 覺君

上田 哲君

源田 実君

佐藤 隆君

長屋 茂君

山本茂一郎君

渡辺一太郎君

矢山 有作君

峯山 昭範君

松下 正寿君

岩間 正男君

山中 貞則君

川田 陽吉君

青鹿 明司君

内閣総理大臣官房

内閣参事官兼内閣総理大臣官房

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長

内閣官房内閣審議室長

内閣官房内閣審議室長

内閣官房内閣審議室長

内閣官房内閣審議室長

内閣官房内閣審議室長

内閣官房内閣審議室長

内閣官房内閣審議室長

内閣官房内閣審議室長

内閣官房内閣審議室長

松本 芳晴君

宮崎 清文君

関戸 嘉明君

石倉 秀次君

岡部 秀一君

柳川 成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

成顯君

本日(の)會議に付した案件
○總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(田口長治郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
總理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
御質疑のある方は順次発言をお願いします。
○峯山昭範君 總理府設置法の審議にあたりまして、初めに海洋開発の問題から二、三質問したいと思ひます。きょうは幸ひにして總務長官おいでになっておりますけれども、總務長官は公害のほうと沖繩のほうと、しかも總理府のほうと三点所轄しておられますので、初めに沖繩の問題をちょっとあわせてやります。
私は特に公害の中でも海が汚染するということ、これは非常に海洋国家日本にとりましては重要な問題だと思ひます。特に日本の近海の、近海というよりも、本土の場合は、東京湾とか大阪湾とか、それぞれの湾内がもう非常に汚染しておる。一回汚染した海をきれいにしようと思ひます。非常にたいへんな努力がかかると思ひます。そこで、

先般から公害特別国会等も開かれまして、法案の整備も相当行なわれたわけですが、現実の問題として、一回汚染された海というのは、それをきれいにしようと思ひます。相当の努力がかかるし、日にちもかかる、私はたいへんな問題だろ、と思ひます。そのためにはよきさなための努力というものがこれは重要になつてくると思ひます。そこで私はきょうは、確かに海というものは自然浄化作用というのを持っていますと思ひますけれども、その中で、特に沖繩の問題で最近心配なことが一つありまして、先般から多少沖繩では問題になつていゝる問題であります。沖繩の那覇市の問題であります。那覇市では一日に排出される尿が、私のところに来ておりますデータによりますと、千八百九十五石にのぼるというので、すね。これらの処理を那覇市では一九七〇年から海洋投棄を実施したい、というぐあい、沖繩の氣象庁あてに打診をしまして、そして現実に去年から海洋投棄を始めていゝるわけです。
そこで私は具体的にいろいろお伺ひしたいんですが、こゝろぐあいに海洋投棄をやつた場合、これはどういゝるぐあになるのか、ちゃんと浄化されるものなのか、またその投棄場所というものは、旗でも立てていゝるわけじゃ私はないと思ひますが、非常にむづかしいと思ひます。たとへば海岸から何キロ先に捨てるときめたつても、実際問題、その船を監視できるかどうかということとは非常にむづかしいと思ひます。特にそれが政府の機関なり公立の機関の人たちがそれを捨てて行くならまだしも、沖繩の場合には請負の方がやつていゝるということになりますね。そうしますと、きまつたところには捨てないで、近くに捨てなかつたところもあるらしいんですが、そういうような場合、非常に問題がいろいろな面から出てくるわけですが、尿のこゝろいゝるふうな

投棄については、沖繩の例を申し上げましたが、本土においても至るところでやつていゝるやうであります。そこら辺の状況は一体どういゝるぐあになつていゝるのか、初めにお伺ひしておきたいと思ひます。
○國務大臣(山中貞則君) この尿の洋上投棄の問題については、現在の法律が非常に不備でございまして、いまの時点で、現在とはちがつた時点がずれて正確ではありませんが、これまでの法律が、海岸地先二百メートル以上であつたら捨てようという単純な、どこにでもいゝれば捨てられるやうな法律でありましたものを、御承知のやうな、昨年の公害国会において、海洋汚染防止法といゝるもので、たゞいまお話しになりましたやうな投棄する場所あるいは投棄のしかた、方法、その処理のしかた等について、一定の条件下でなければ投棄できないという原則になりました。でありますから今後これは本土においても海洋汚染防止法の法律が施行されて、それが実行されるやうになります。投棄場所等がそれぞれきまるわけですが、それでも、本土においても瀬戸内海あたりの尿の投棄のあり方については、現在でも相当しぼつて投棄場所が定められていゝるに見えますけれども、なお法律上の拘束を受けていないといゝること、問題地区の一つであります。
そゝろいゝたしますと、現在沖繩においては、本土において昨年制定いたしました各種公害法のうち海洋汚染防止法といゝるものが現在ないわけでありまして、現実の問題として那覇市の尿の例をとるならば、那覇市の地先海面二百メートル以上ならばどこに捨ててもいゝといゝることにおそらくなつていゝるのではなかつたかと思ひます。ただ沖繩においては、一番の美しい条件の一つに、やはりきれいな海といゝることが一つの条件にあげられ

るわけでありまして、少々ものならば自然の浄化作用の中で、場合によっては影響がなしに済むとしても、これがそのまま永続して行なわれるという事は、とうてい許されたいことではありません。沖繩の未来のためにたいへん惜しむべき文字どおり汚点になるおそれがありますので、これはやはり復讐を待つまでもなく、相談を受けましたならば、復讐の時点において対処できるような方法を考えなければならぬと思つてゐるわけでありまして、単に那覇のみならず、北方の北谷等においても、やはり三カ村ぐらゐの間にたまたまがあつたり、米軍が中に入つたり、いろいろの問題があるように思ひます。予算のたびごとに、それらの個所についてはなるべく処理できるような予算措置をいたしておりますが、まだ完全に私どもが満足すべき点に立ち至つていないという事は、本土と同様でございますし、場合によつては、本土よりも沖繩のほうがおくれつてゐるということだろつと思ひます。

○山田昭範君 この問題につきましても、もう少し具体的に申し上げますと、すでに本土よりも進んでゐる感じが私にはするのですけれども、気象庁に問い合わせをいたしまして、気象庁から、ここへ捨てろという回答書がきてゐるわけですが、それによりますと、どういふうがいになつてゐるか申しますと、北緯二十六度十七分、東経百二十七度十五分、そこが適当である。こういう回答書なんです。

○国務大臣(山中貞則君) 沖繩ですか。

○山田昭範君 沖繩です。そういう気象庁から那覇市に対する回答書がきてゐるわけですが、ところが、北緯二十六度十七分とか東経何何というものは、その船がちゃんと確認のしようがないというのです、実際よく聞いてみると、大体こちら辺であらう、こう言つて捨ててゐるというのです。しかも、私が何でこんなことを言ふかという、沖繩の文化財保護委員会の方に先日お会いしたのです、沖繩へ参りました。そうしたら、沖繩のひめゆりの塔とか、一ぱいある、あのみさきのほう

に、最近いろいろなものが流れつてくるというのです、現在も。その流れつたものを私見せていただいたのですが、確かに尿尿の中に含まれてゐるようなものであらうというものが一ぱいあるわけですが、ずつとあるわけですが、どうしてこういうぐあひになるのかといつて、ずいぶん調べてみますと、ここに沖繩の海流の流れの表もあつたので、沖繩の海流といふのは、気象庁が指示したのはずいぶん、十キロほど離れたところなんです、その海流に乗せると、尿尿は大体一方をぐるぐる回つて、東シナ海の方に流れ出るようになってゐるのですが、その手前のほうに捨てると、その海流といふのは沖繩をぐるぐる回つてゐるのです。その回つてゐる海流のところへ捨ててゐるのじゃないかというのです。そのことはほとんど間違いないわけですが、そのことにつきますと、気象庁のほうで非常に、沖繩の気象庁ですが、一たんここへ捨てたほうがいいといふことを言つたけれども、担当の人が個人的に言つてゐるわけでありまして、非常に悩んでゐるわけですが、どうも近くに捨ててゐるらしいといふのです。

そういうようなわけで、いづれにしましても、沖繩の人たちにとっては、何が一番沖繩で魅力かといふと、やはり海が魅力だと言ふ。このきれいな海がよごされてしまつと、私たちはもうほんとに何も取り柄がない、こういうふうな話をしてゐるわけですが、そういうふうな意味でも、この問題については、那覇でも問題にはなつてゐると思ふのですけれども、ぜひ今後適当な処置をとつていただきたい、こういうぐあひをお願いしておきたいと思ふのですが、これはいかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) 琉球気象台のそのような投棄場所の指定等がありましたことは、私自身はまだ承知しておりませんでした。しかしそれを、海上のことでもありませんから、パイ等でも置いてない限りはわからないといふのはほんとうでありますし、置いてあつても、業者の良心が、そんな遠くまで油を使つて行かなくてもと

いうことであれば、これは無視されるでありまして、それから、その点はよく今後調査させていただきたいと思ひます。

○山田昭範君 いまの問題は、気象庁から那覇市長にあつての答弁書は、一九六九年四月三十日、琉球第二〇八号といふので出してありますので、御検討いただきたいと思ひます。

それから次に、法案について、三御質問したいと思ひますが、初めに、今回総理府の付属機関として公文書館とか、また、そのほかいろいろできるわけでありまして、初めに公文書館の問題について、三質問したいと思ひます。

先日、提案理由の概略説明はありましたので、公文書館設立の理由について概略説明をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) これは日本学術会議から、日本も国立公文書館を設けるべきであるといふ、政府に対する勧告がございました。それを受けて、本年予算を、たしか三十九年から始まつたと思ひますが、本年度の予算をもつて大規模の完成をするといふところまでまいりましたので、今回、設置法を提案して、内閣による公文書館といふものを正式に発足させることにしたわけであり

ます。これまでは国の文書の、古文書を含めたある程度のきちんとした保管のされてゐる場所といへば、せいぜい内閣文庫ぐらゐでございました。で、歴史の古い国日本であつて、まあしかし近代国家としては近々百年余りの日本であるといふ反面性を持つておりますけれども、そういう意味において、諸外国に比べてたいへん恥ずかしいといふことでもございました。でありますので、たいへんおくれたといふことでございますが、しかしよくよく、おかれてもまあ諸外国に比して、日本に來られた場合に、関係の学者なり公務員の皆さんが來られて、恥ずかしいといふ程度の整備をしたいといふことで出発するわけでありま

す。あくまでもこれは国の行政分野の公文書、記録、資料といったようなものを中心としたし

て、それに歴史の歩み等の貴重な資料等を保存していきたいといふことがねらいでございます。

○山田昭範君 大臣、何か時間を急ぐそうですか、早くやらなければ、内閣委員会でも、いつもうるさな新しい施設をつくり上げたりする場合、先国会でも、法務省の場合でも拘置所ができてから法案が出てゐるわけですね。それから今回の場合も、ほとんど建物が出てゐるやうであります。また、そういうことが先般からずいぶんあるわけですが、農林省の設置法では、農業者大

学校ができてから、もうスタートしなくちゃならない段階になつてから法案が出てくる。そういうことがたびたびあるわけですので、この点は大臣、どういふようにお考えですかね。できたらそういう問題については事前にわが内閣委員会にそういう問題を提起するといふわけにはいか

ないで、政府の責任においてつくらざるを得ないものである。また、つくらなければ、先ほど申しましたとおり、日本として恥ずかしいといふようなこともありまして、これはもう既定のものとして建設を促進して、それが完成したときに設置法を出して、人員その他御審議願うということに形式をとつたわけでありまして、かと思ひまして、そういうものは、たゞいま例をあげられましたが、いかに、各省そういう例もつておる一つのあり方でありまして、一方においては、同じ総理府でございますが、環境庁といふやうなものは、これは実は建物をごに作るかもきまつてない段階において環境庁設置を予算の段階においてまづきめて、そして予算においては、とりあえず大臣とか事務次官とかいふ程度の必要な予算だけを計上しておき

まして、でき上がった後に建物をさがし、そして人員、予算等はその後に予算規則の定めによつて移しかえるという緊急な場合を、私どもとしては今回は最善だと思つたわけではありませんが、必要なものはそういうふうにしてでもつくらなければならないと考えたわけでございます。別段他意があつてこれを、建物をつくつたんだから、いまさら公文書館をつくらせぬとは言わせぬぞという審議をしてもらうつもりはございません。

○山田昭範君 いずれにしても、そういうふうな感じのところがいままでも何回かあつたわけですね。もう農業者大学校の場合でも、大学生が卒業する、卒業する段階になつてぎりぎり法案が成立する、そういう問題がたびたびありましたので申し上げたわけでもあります。

それから現在、各省の公文書がたゞさん、私はすでにばらばらになつていくかもしれないが、各省それぞれ保管されていくと思つたのですが、現在どの程度の数量があつて、今後そのそれぞれの公文書が公文書館にどういふ方法で保管されていくのか、その点についてまずお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 当初は戦前の資料を主にして三カ年計画で収容するつもりでございました。一応それが終わりますと、年次別に各省庁と話をしながら逐次移していくわけでありましたが、一応現在の規模は、百万冊収容というつもりでおるわけでございます。

○山田昭範君 そうしますと、それは内閣と各省庁の分だつたら私は思うのですが、たとえば会計検査院とか国会のものをつくつておるそうでありますが、そういうふうなところは分はどうかあるのか。そういうところができたなら一元的に保存する方法はあると思ひますが、そこら辺の論争はちゃんと行なわれたと思ひますが、そういう点はどうかいろいろになつていくか、長官のお話を伺ひたい。

○国務大臣(山中貞則君) 一つには一般行政文書という範囲で公文書をおさめようという気持ちで

ありますから、会計検査院、国会図書館がはつたというところであります。一方では、他方から言いますと、国会図書館はやはり今度は、各国いづれも国会図書館としてのりっぱな機能を国会に付属して持つておりますので、両方に分けて同じものを保管する必要があるまいというところで、もし国会図書館等においてはほかに収容すべき場所がなかったから、保管していただいている文書で当方に保管していただくような行政分野にかかわる公文書がございましたら、話し合いの上で公文書館に移していただくつもりでございます。あくまでも独立性を持つてやつていただいたほうがよろしいと考えたわけでございます。

○山田昭範君 今回の公文書館の規模は、何か地上四階、地下二階ということだそうですが、このうち文書庫は七千平米ですか、こういうふうにしておるのですか、これで先ほど大臣が言われたその数量の公文書はどうかいふに保存されるのか。たとえば戦前の分を保存して、戦後の分を保存するようになると思つたのですが、これだけスペース足りますか、実際問題、その点が一つと、それから閲覧するところも何かつてあるらしいのですが、閲覧するところは何か約四百坪近くと聞いているのですが、実際問題、四百坪なんといふと、何となく少ないやうな気がするのですが、ですからこういうふうな、たとえば建物ができるから法案を出すという先ほどの問題もありましたけれども、そういうぐあいにやはり、建物がいかに小さいとか、もうちょっと大きくしたほうがいいのじゃないかと、予算の問題もあると思つたのですが、こういう問題もできた事前いろいろな検討したらいふじゃないか、そういう考えでさつきも言つたわけですが、そういう点から考えてみると、実際、現在の建物でこれで十分なのかどうか、この点はどうかでしょうか。実際問題、いまこれからは足りないと思つれば、将来どういふぐあいに考えていらつしやるのか。そこら辺のところはどうでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) 大体現在の、主として

書架になると思ひますが、そういう文書類を保管いたしますスペース、そういうものは、現在の見通しの作業でまいますと、十年間ぐらいいはじょうぶだといふつもりであります。せつかくつくるのでありますから、永久にだいいじょうぶだといふのはどのくらいかということになります。これは見通しが立たないということになります。さしあたりは戦前の文書の完全収容をまず三年がかりでやりまして、それから逐次戦後の文書を収容してまいりますので、しばらくたちましたならば、あらためてそういう書庫についての増設ということをご予定はいたしておるわけでございます。

○山田昭範君 もう一点お伺ひして、この点を終りたいと思ひますが、大体十年間はだいいじょうぶといふことですが、戦前の分の収容は三年かかるというところでありまして、その三年というところは、これは三年たつて、それからまた戦後の分をやるわけですね。そうすると、大体この収容が終わるのは一体どのくらいになるのか、そこら辺のところをお伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 先ほど申しましたとおり、大体十年目ぐらいで百万冊ということを目標にしておりますから、これは諸外国の規模等もいろいろと参考にしておりまして、日本より大きな書庫を持つております国も多々ございます。また、日本より小さい国もまたいろいろあります。そこで十年目に達しない前に、これまた事前にご相談してもいいかと思ひますが、新しい書庫をつくつていくということ、いつ終わるかといへば、これは毎年毎年の公文書で、残しておくべきものを集めるわけですから、エンドレスであるといふことであらうと思ひます。

○山田昭範君 次に、統計職員養成所の問題ですが、これも二、三質問しておきたいと思ひますが、これは法案を読んだところでは、これは名前が変わるだけのようでありまして、この改組の趣旨で、これは一体どういふわけでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) これは名前が変わるだ

けではそんなことをわざわざやる必要ありませんので、現在は統計職員だけを養成をいたしておりますので、これまでのような統計従事職員だけというふうな研修ではなくして、現在の情報化時代あるいはコンピューターを駆使するといふような、単に統計だけの分野の職員ただだけでは有効に活用できない行政体系になつてきつたところだと思いますので、これに関連する一般の行政職員であつても、これを統計研修の立場から集めて研修して、統計職員の正規の事務といふものが、それが実際の行政に生かされていく、そういう方向に新しい役目を帯びさせる時代がきたということでございます。名前はしたがって職員養成所では少しそぐわないのではないかと、意味を変えたわけでありまして、それに従つて教授陣等の充実といふことを当然はかつていかなければならぬわけでございます。

○山田昭範君 いま大臣のおっしゃるような趣旨であれば私は賛成です。しかし、実際問題は、これはあれですか、現在までは、統計職員養成所の場合は、年間に二回、六カ月ずつですか、それで一回七十人という方が研修を受けておつたわけですね。というのは、いま大臣のおっしゃるやうな意味であれば、いわゆるこの研修をする相手も広くなるわけですね。ということ、人数もやっぱりそれに従つてふえるということでございますか。

○国務大臣(山中貞則君) 局長から……。

○政府委員(関戸嘉明君) ただいま先生のおっしゃいますように、確かに研修の対象範囲を広げましたので、できるだけ統計に關係する職員がたゞさんという研修を受けていただくたいといふふうには考えておりますが、何ぶんにも現在持つております研修施設等の関係からいたしまして、目下のところ研修生の増員ということとはちよつと考えられませんが、将来、事情の許す限りこれを拡大していきたい、このように考えております。

○山田昭範君 ということは、要するに、人数も

れの協会におきまして、その事業目的をいろいろ持っておられまして、理論的な研究をしたいとか、いろいろな計画を持っておられるようでございます。内容的につまびらかにしておられませんが、それぞれそういう民間団体では、統計の思想の普及、発展ということで努力をされておられるので、それからの要請に基づきまして、私も資料的な提供、協力関係を結んでおる、こういう現状でございます。

○釜山昭範君 次に、海洋科学技術審議会の改組の問題について、三お尋ねしたいと思ひますが、初めに予算の問題であります。この審議会が四十三年十月二十九日に、「海洋開発のための科学技術に関する開発計画について」という答申が出ておりますが、この答申を受けまして、関係各省の官房長から成る海洋科学技術開発推進連絡会議というのでございまして、第一次実行計画というのを策定したものであります。これに基づいて今後十年間にわたる海洋開発の方向を展望したもの、私共いろいろあいに思つておるわけでございまして、まず予算であります。四十六年度の予算として、これはどの程度海洋開発のための予算をとつていらっしゃるのか、まずそれが第一点。それから今後十年間予算をどのように組むとしておられるのか、たとえば推計等でもけっこうであります。お伺いしたいと思ひのであります。

○政府委員(石倉秀次君) ただいまのお尋ねでございますが、昭和四十六年度の科学技術庁、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、以上の省庁が要求しております予算総額は六十六億六千七百万円ほどでございます。なお、先ほど海洋開発の第一次実行計画が今後十年間というお話でございましたが、計画を立てます際に、内外の海洋開発の動向につきまして十九年程度を見通しましたが、この実行計画をつくる段階におきましては、昭和四十五年を起点として、おおよそ五十年までの期間として設定しております。この実行計画の総額につきましては、

詳しい積み上げは、計画としては組み上げてございますけれども、これに必要とします予算額につきましては、これまで詳しい推算はしたことはございません。ただ大づかみに見積りますと、大体四百億前後になるのではなからうかというふうに考えております。三百八十億から四百億くらいになるのではなからうかというふうに考えております。

○釜山昭範君 まず私はいま予算を聞いておりました、非常に海洋開発のための予算というものが、農林省とか運輸省、文部省、もつと言われましたけれども、いろいろ分かれておるわけですね。これはやはり一つは、何といひますか、アメリカの場合でもポストアポロ、すなわち月の次は海洋開発と、そういうふうになつておるわけでありまして、私共日本の場合には、特に海洋開発のための経費というものは、やはり一元的に運用するということを目指したいと思ひます。そこで、いま予算のことを聞いておりました、相当各省に分かれておるようであります。

○政府委員(石倉秀次君) 海洋に關係いたします調査でございますけれども、これは、ただいま御指摘のように、大きく分けまして三つになります。一つは海底に賦存しております鉱物資源に関する調査でございます。この点につきましては、

は、わが国の大陸的な地形に関する調査をまずやる必要がございます。主として水路部が中心となりまして、昭和四十二年から十九年の計画で、わが国周辺大陸的な、海の基本図と申してありますが、海底の地形図、それから海底地質構造図、それから地磁気全磁力図、それから重力異常図等を作成する予定でございます。これに基づいて、わが国周辺が全部で六十二の図にわつております。これは秋田沖から能登半島の東部にわたる部分でございます。

それから次に大陸的な地質でございますが、これにつきましては、従来陸上の油田、炭田との関連において、ごく沿岸部に近いところは調査が行なわれてきております。昭和四十四年度からこれを本格的かつ系統的にすることにいたして、おられまして、将来は縮尺百万分の一の海底基礎地質図ができる予定でございます。これは昭和五十年までにできる予定でございます。また、大陸的な埋蔵が推定されております石油、天然ガス等の資源基礎調査が、これが昭和四十五年から昭和四十九年の間に完成するというに相なっております。

一方、水産資源の調査につきましては、水産庁が中心となりまして実施をいたしております。このほりの調査は、単にわが国の周辺ばかりでなく、わが国の水産業が世界の七つの海に展開しておりますことともからみまして、遠洋域を含めまして調査が行なわれております。この調査を強化するために、昭和四十六年度の予算といたしまして、農林省から海洋水産資源開発促進法という法律をつくり、その中で海洋水産資源開発センターというものをつくり、調査の中心にするということに相なっております。

一方、海洋気象—海象につきましては、従来気象庁及び水路部が中心となつて調査を進めておりますが、これにつきましては、先ほど来話になりましたが、第一次実行計画の中で、パイロポット等の展開を含めまして強化をいたすということにいたしております。これをどのようにに総合化するかという問題でございますが、海洋のデータにつきましては、気象、海象を中心として、運輸省内に一つのデータセンターがございますし、それから水産資源につきましては、先ほど申しました新しくできますセンターが中心になり、また、地質その他につきましては、工業技術院内の地質調査所等が中心となつて集積をしております。将来そのようなデータを一貫的に使いますには、そのようなデータの蓄積及び処理をどのようにに新しい情報科学技術を使って一体化するかということになるわけでございます。その点につきましては、この第一次実行計画の中で、そのようなシステムの研究をやるということに相なります。

○釜山昭範君 今度新しく設けられる審議会のメンバーは、これは現在のメンバーの人がそのままなるのですか、または新しく何らかの方法で選ぶのですか、そのところはどうか。

○政府委員(石倉秀次君) これまでの海洋科学技術審議会は、海洋開発に必要な科学技術について審議をすることになっておりました。主として海洋学、海洋工学あるいは水産学等の学識経験者及び海洋資源の開発に従事する分野の方々に御委嘱申し上げておたのでございまして、今御提案申し上げておられますように、この審議会を海洋開発審議会というように改組をいたしますと、海洋開発に關します基本的かつ総合的な開発を進めるといふことに相なりますので、単にそのような科学技術的なあるいは産業的な知識ばかりでなく、制度の問題あるいは国際協力の問題等の分野からも御審議を願う問題が出てまいりますので、拡大改組を機に委員の方はかなり別途に委嘱をするということにならうかと思ひます。

○釜山昭範君 ということは、まだきまつてないのですか。

○政府委員(石倉秀次君) まだきまつておりません。

○釜山昭範君 それからあと二、三お聞きしたいのですが、昨年来、宇宙、海洋、両ビッグサイエ

ンスの両方を所轄する宇宙海洋局ですか、というのを要求したというのを聞いていますのですが、これはどういうふうになっておりますか。

○政府委員(石倉秀次君) 科学技術庁から宇宙及び海洋の開発の重要性にかんがみまして、当初の段階におきましては宇宙海洋局という構想もございました。省庁の機構問題につきましては、いろいろ客観条件もございますので、途中において一応見送ったような次第でございます。

○矢山有作君 関連。いま海洋開発審議会の委員のことが山崎さんからお話が出たわけですが、これに関連して一昨日私のほうからお尋ねしたのに対して、質問の焦点は、防衛庁の事務次官を入れるのか、防衛庁の事務次官を従来の海洋開発技術審議会に入れておいたことは間違いないかという質問だったわけですが、海洋開発審議会に事務次官を入れることはわかりました。ところが、事務の段階では多少防衛庁の關係者といえども海洋科学技術について協力を得ることがあるかと思う、こういうような御答弁があったと思うのです。それはこの審議会の下に何らかの科学技術關係についての特別な機構を予定しておられるのかどうか、また、防衛庁の關係者をどういう形でどういうところに入れていくかというのか、これはこの間の質問でちょっとお聞きするのを落としておりましたので、この際御説明願いたいと思います。

○政府委員(石倉秀次君) 海洋開発審議会の下に専門部会をどのように設けるかということにつきましては、まだ十分な成案を得ておりませんが、海洋開発のために科学技術がきわめて重要であることは今後しばらく続きますので、海洋科学技術の専門部会を設けるという可能性はきわめて大きいかと存じます。このような審議会を開催してまいりますにあたりまして、委員の方々からいろいろな方面の資料の収集、提出を要求されることがございます。このような段階で、防衛庁の事務段階の方もこの審議会の幹事会の中に加わっておいでいただきますという、そのような資料の収集

に便宜かと考えておりますので、そのような意味で御協力をお願いすることがあるであろうというふうに考えております。

○矢山有作君 そうすると、審議会の中に何か幹事制度というふうなものをごしらせるのですか、それは下部制度になるのかどうか、審議会との関連をはっきりさせていただきたい。

○政府委員(石倉秀次君) ただいま幹事会と申しましたが、これは審議会のそのような資料整理とか、あるいはそのほかの事務的なお手伝いをするために設けるものでございまして、従来の海洋科学技術審議会におきましても、そのような幹事会がございまして。

○矢山有作君 そうすると、こういうふうに解釈したらいいですか。その審議会の事務局みたいなものと解釈したらいいわけですね。そうすると事務局のようなものの中に防衛庁の關係者を入れる、こういうことなんですね。それが一つ。それから、先ほどの話では、まだ専門部会はどういうものを設置するかははっきりしておらぬというのですが、科学技術専門部会を設ける公算が多いというところでございまして、その科学技術専門部会の中に防衛庁の關係者もやはり入れるのか入れないのか、その二点ををはっきりしてください。

○政府委員(石倉秀次君) 最初の点でございますが、幹事会は審議会に対しての事務局的な役割りをでございます。それから第二に、科学技術専門部会をつくった際に、防衛庁の事務担当者が入るか入らないかということでございまして、これは私の推測でございまして、おそらく科学技術の事項につきましても審議をする場合に必要とされます資料の中には、防衛庁の事務担当者がその面で専門的な知識を持っておられる方があらうかと思っております。その際には資料の作成についてお手伝いを願うということがあらうかと思っております。

○山田昭範君 いまのことにも關係があるわけですが、海洋開発というものは、先般の委員会でもあったようでありますが、軍事的に利用されやすいというのが、非常にこれはだれが考えても

すぐ考えつくところでありまして、この審議会のメンバーの中にそういうような防衛庁の次官が入っておるのは、私詳しく知らなかったわけですが、これらはほんとうに問題だと思つて、さういふことは、これは今回新しく改組される海洋開発審議会に軍事的には一切そういうふうなものに協力しないというところは、これは重要だと思つておられます。当然、この審議会自体が自主的な運営という運用をやっていくという考え方でないといふかと思つておられますが、これはやはり、きょうは長官お見えになっておりませんが、総務長官、これはやはりこういう点について科学技術庁と総務長官の所信も聞いておきたいと思つておられます。

○國務大臣(山中貞則君) これはどうも私の所信では左右できないことでありまして、やはり科学技術庁長官の、総理の意を体した内閣の担当者としての責任を、やはり必要があるならば確かめられておかれるべき事柄だらうと思つておられます。

○山田昭範君 それじゃこの問題については、やはり長官がこの次の委員会何なりになつて出していだいで、それではっきりしてもらいたいと思つておられます。

それから、いま国会に海洋科学技術センター法案というものが出ております。この法案の問題でいろいろ質問したいのでありますが、このセンターというものは、何か経団連の海洋開発懇談会ですか、それと国が共同で設立する。そうして政府の深海潜水調査船ですか、その深海の基地にする、それから海中居住実験システムとか、それから海底居住基地にしたい、こういうふうなことをいろいろ聞いておられるわけですが、このセンターの概要をちょっと聞いておきたいと思つておられます。

○政府委員(石倉秀次君) お尋ねの海洋科学技術センターにつきましては、国会におきましては科学技術特別委員会が詳細に御審議があるように承っておりますけれども、御質問でございますので、その概要をお答えさせていただきますという、このセンターは、ただいま申しました海洋科学技術センター法に基づいて設置されるものでございまして。このセンターは、この法律に基づきまして、海洋に関する科学技術について専門的な知識を持つ民間の方十五名以上が発起人となって設立されるものでございます。先ほど経団連の海洋開発懇談会云々というお話もございましたが、この海洋科学技術について専門的な知識を有する民間の方がかなりその中に含まれておりますので、あるいはそのようにお取りになったかと思つておられますが、このセンターを開設する場合には、発起人という形で動かれることになるわけでございます。

それからこのセンターはどういうことをやるかというところでございますが、ただいまの構想では、昭和四十六年度から大体五カ年ほどかけまして、最終的には二百名程度の所員を擁する海洋工学、海洋科学についての開発を進めるセンターにしてまいりたい。おもな業務は、潜水工学の關係、それから海洋工学の關係が中心にならうかと思つておられます。そのほか海洋開発を科学及び技術の面から進めていく場合に、先ほどお尋ねのありましたような海中作業基地とか、あるいは潜水シミュレーターとか、あるいは高圧実験水槽というように相当大規模な研究施設をもちまして、これを各方面の共用に供するというような業務をやつてまいりたいというふうに考えておられます。

○山田昭範君 ただいまの海洋科学技術センターの出資は、政府と民間の共同出資ですか、何か聞いているのですが、これは民間企業との出資の基準とか、そういうようなものについてはどうですか、それとともまいつているのでしょうか。そこら辺のところはどうなつておられるのでしょうか。

○政府委員(石倉秀次君) ただいまのところ、資本金としましては、政府が十六億、それから民間が十二億を今後五カ年の間に出資することを予定いたしております。合計で二十八億でございます。

○山田昭範君 それではこの問題は、そのくらいでおきまして、総務長官にあつて二点ほどお伺いした

いと思ひます。

これはちよつと今回のあれとは関係はありませんが、二、三質問したいのですが、まず一つは、総理府の機構の問題ですが、これは臨調答申以来、総務庁構想というのがあるわけでありすが、要するに現在の総理府本府の総合調整機能と、それから行政管理局のいわゆる組織管理といひますか、行政監察の機能と、両方あわせて今度は総務庁を設ける、そういうような構想が、これはちよつと臨調答申以来あるわけですが、現在までそれが実現していないわけでありすが、これはやはりいろいろ問題があるから実現されていないのであらうと私は思ひますが、これについては総務長官、どういふお考えをお持ちでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) まづ国民から見まして、総理府といふのはどういふ役所なんだということがどうも、建設とか、農林とか、運輸とか、厚生とかいふふうな明確でない感じがあることは私は否定できないと思ひます。もつとも、内閣官房と一緒にした時代もございましたし、○五大臣と言われた時代も経過して今日に至つて、いま○七、八くらいは知りませんが、要するに国民から見るとどういふふうに見られておる役所であるかといふことを絶えず念頭に置いておるわけですから。

そこで、私が所管大臣になりましたからの姿勢としては、総理府とは、各省庁の行政と別な次元に立つて、すなわち、総理府の長は内閣総理大臣たる佐藤榮作といふことで、私がその次に並んで総理府総務長官山中貞則となつておる特別な役所でございます。なぜそうなつておるかといへば、総理大臣として内閣法の定めに従つて閣議を通じて各省庁の行ないや行政を指揮するのが総理でございますが、しかし日常の内政の諸般の調整を要する問題を一々閣議で調整するのはあまりにも複雑多岐でございますので、ここに役所を独立せしめて、総理大臣を長としての総理府といふものを置くことによつて、そこに専任の総務長官

を配置し、この総理府の打ち出す姿勢は、総理がその内閣の責任において、国民のために各省庁を通じて行なうべき姿勢を打ち出すべき役所である、かように考えまして、私としてはそのつもりで今日までやつてまいつたつもりでございます。

しかし、今日までの情性もございまして、各省庁間でどうも話が詰まらないで、かといつて、相手の省に譲る気はしない。したがつて、総理府ならば、なまあまあしかたがないから預けようかといふものがずいぶんたくさんございまして、したがつて、総理府における審議会の数なんというふうなものはないへん膨大なものでございまして、一体どこまで総理府がその審議会について責任が持てるかといへば、庶務から始まつて、一切の会合についてその所管大臣のところに實際は戻つておる。ただ、その所管大臣のところに於ける審議会ということになる、ほかの関係ある省が反対をするので、総理府に置かれておるというふうなものもあるわけですが、そこで私は、審議会の大體整理といふことにも検討着手を命じておるわけでありすが、それによつて、少くとも公害対策本部等が、総理府と関係ない形で、総理府総務長官の私が副本部長として公害担当大臣の立場において処理してまいりましたような形も、強力に各省庁の行政を総理の意思を体して内閣の姿勢を打ち出していく役所にするといふことが必要だらうと思ひます。

その場合において臨調の答申、あるいはなくなりまして川島さんの構想、あるいは、たしかなくなりまして河野さんの提唱でありました、これは行管長官の立場でありましたけれども、予算編成権を持たせようという構想、いろいろのものがあつたわけでありすが、これらのものはいずれもある意味においては理想的な案でもありすが、ある意味においては現実味の若干ない案でもございまして、そこらの点から考へて、やはり総理府のあり方といふものは、これからもう少し私ども自身も検討していかなければならない問題を含んでおりまして、そうして国民、国会から見ても、総理府といふ役所はいかにあるべきかといふ

問題をやはり検討し、粗上に乗せていただくべき役所であるといふふうに私も考へておるところでございます。

○山田昭範君 もう一点お伺ひしたいのですが、昨年の給与法の審議の際に、十二月の十七日だつたと思ひますが、第三次公務員制度審議会の発足のめどについてお伺ひしたことがあるのですが、そのときにも総務長官は、労組の代表はわかりませんが、簡単にでもお伺ひしたいのですが、その代表はなかなか出てもらえないという話がありました。それが、その後新聞等でも、この公務員制度審議会が発足をしたという話を私聞かないのですが、その点ちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 使用者側代表のことだと思ひますが、こちらのほうは何とかできると思ひますが、中立委員の方々に於いて、やはりいろいろとお願ひをしなければなりませんし、経営者の代表として使用者側の代表としても、地方団体の代表等においては、やはり今回の統一地方選挙が済みませんと、やはり皆さんが、新しい知事さんなり、引き続きの知事さんなりがお集まりを願つて、その代表を選任していただくなければならぬといふふうな思ひまして、現在のところ、第三次公務員制度審議会といふものの発足を見るに至つておりません。最近はやや労組代表のほうも混乱を始めたやうでありますので、そこらのところは自主的に選出せられる代表でございますから、スムーズに選出してもらいたいと思つておるわけでありすが、大體現在の見通しでは、地方選挙等も終わります、まあ参議院選挙等は直接この問題に關係がないにしましても、一段落いたしましたならば、第三次公務員制度審議会の会長の問題も含めて、これまた難物でございますので、発足をさせたいものだと思つておる次第でございます。

○松下正壽君 私は、もつぱら国立公文書館新設問題について山中長官にお伺ひしたいと思ひます。

先刻、山田委員の御質問に対する御答弁で一応の了解をいたしました、多少観点が違ひますが、もう一ぺんその点をたゞしてみたいと思ひますが、まあ例の、建物が先か法案かといふこの問題でございます。長官の御答弁では、これは私どもの印象で、間違つておつたかも知れませんが、建物を建てたのだから押しつけると、そう思ふのでくれ、こゝろにたゞたふさふさといふ分があつた。私は、押しつけられていいなんという国会無視みたいなになりますから、それでもありませうが、そのくらの意気込みで、いいものならどしどしと政府でやつてもらいたいと思ひます。

その点にはあまりこだわつておりませんが、それよりか、いろいろ調べてみますといふと、四十三年の十月十六日に着工したわけですが、それで詳しくいふことは私調べてまいりましたが、めんどろから申し上げませんが、全部でもつて三カ年間に八億二千万といふ金をかけて公文書館、建物ができたわけでありすが、私の考へ方としては、この建物ができるときにやはり法案を出していただいたほうがよかつたんじゃないか。というのは、いわばちよつと長官の言われることと逆になるわけですが、あまり物議をかゝるものならば、その反対があつてもいいかもしれませうが、物議をかゝらないようなものでしたならば、建物を建ててしまふといふと、それに対する反対側のいろいろな考へ方、どんな考へ方があつても制約されてしまふ。ここに建物があるのだからどうしようがない、全部こわしてしまふといふわけにもいきませんから、ですから私はその時議員じゃなかつたわけですから問題ありませんが、私の考へとしては、今後はこゝろに、どちらかといふと国民全部が納得するやうな計画がある場合には、やはり建物を建てる計画と同じ時期に法案を提出していただければ、こゝろに委員会でもつとそれを完備したものにわれわれが協力できるといふふうな考へておるわけでありまして、それについてちよつとさつきとダブるかも知れませんが、とにかく別の観点から長官の御意見を伺ひたい。

○國務大臣(山中貞則君) これは私は決してこだわって申し上げておるわけではないので、結果はそうになりました。これをおそらくお出ししまして、だれも反対をなさる方が、これは衆議院の体験からいえないだろうという見通しを持っていたわけでありまして、たとえは學術會議から勸告を受けました三十四年、その年に決意が政府でついた、あるいは予算をつけることにした三十九年から決意がついたというなら、そのとき出しても決しておかしくはなかったと思います。ただし、法律の中には、やはり館長を置くとか、いろいろ書かなければならぬ面がございます。そうすると、これはでき上がったときに置くのだというのであります。四、五年かかってで上がるまで、その館長は月給をもらってずっと現場を見て歩くというわけにまいりませんし、どちらがよいという議論よりも、今回はこういう方法をとりましてということでございまして、格別に事前事後の問題をあまり念頭に置いておりませんで、すでに昨年も四十五年度予算で大体完成する予算がとれたのですから、その予算の見通しに立って提案すれば、できないことはなかったわけですから、しかしやはり完全に完成する予算がとれるかどうかは、昨年の十二月にならなければわからなかったということでございますので、今回はこういう手段をとりまして、事柄によつては事前に国会、政府、みんなが合意してつくるようなものがありますけれども、特に今回のこういう国立公文書館等は、そのうちの最もふさわしい一つのケースでございまして、よく事前に話し合つて、どのような規模にしたかは、あるいは何年ごろくらいまでに、あるいは諸外国の例でどの国の線まで持つていったほうが日本としてふさわしいか、ふさわしくないかという議論は、防衛予算でさえも四次防がどうのこの議論はおるくらいでございますから、あるいはそういう議論の対象にすべき事柄であつたかもしれないと思つておりますが、これはそういう意味では率直な反省でございますが、今回のことについては、国会

に事後承認を求めるといふような気持ちで出したものではないということだけ御了承をいただきたいと思ひます。

○松下正壽君 この問題を私が参山委員の御質問があつたあとと蒸し返してあえて申し上げることにいたしましたのは、以下私がいろいろお伺ひしたことが万事これに関係するわけでありまして、いろいろ注文があるわけでありまして、もう建物ができちゃつた以上、一つの空理空論になりはしないかというのを非常におそれておるがゆゑに、非常に重要な公文書なんというものが、私などから見ると非常に不足なものになつてゐる。しかし、それをどうしたらいいかということとは、建物ができちゃつてゐる以上は、どうにも手がつけられないというのを考へておるわけでありまして、今後この点をひとつよろしく御検討願ひたい。

次に、やと具体的な問題に入りたいと思ひますが、先刻の御答弁で、大体百万冊ということを目指しておられるというように伺つておりますが、これは非常にばく然としておるわけで、この百万冊というものは、どういふような基準といひましょるか、どういふ標準で選択なさるか、こゝろの根本の問題についてお伺ひしたいのであります。というのは、この法律は総理府設置法の一部改正の法案でありますから、新しい法律の目的といふものをこれに添へることは、これは技術上できないと思ひます。したがつて、どういふ目的でやられるかということがこの法律案改正ではつきりしないわけでありまして、これがはたして、つまり歴史的な研究をする、研究に貢献するためであるか、あるいは単に公文書といふものを行政的な意味から尊重するといふ意味であるか、その点がはつきりしておらぬわけでありまして、その根本の問題について長官にお伺ひをしたいと思います。

○國務大臣(山中貞則君) 現在は発足ということを第一義の目標にいたしておりますので、それらの集まりました古文書等から新しく研究その他をして、何かのものを生み出すといふような運営まではまだ届きかねるだらうと思ひます。現在の段

階では、一応まず当初三年がかりで戦前の古文書、概略二十三万ぐらいのものを収録することを急ごう。と申しますのは、このままではおきますと、戦争中、末期ごろの文書等が散逸すること、やがて日本の歴史を振り返つてみます場合に、取り返しつかない事態等になりますおそれがあります。また、日本の近代国家の歩みとしての明治以来の集められる行政上の公文書といふものが体系立つて整理されていくことによつて、日本の急速な近代国家への成長の足取り、あるいはそれによつて、まあ表現は悪くございしますが、踏みはずしたこともある足取り、そういうようなもの等が文書の上から、一部散逸したりいたしますと、非常に残念に思ひますので、そういうことのないように、まず戦前の資料を、古文書、公文書を三カ年がかりで集めたいというのが第一の目標でございます。

○委員長(田口長治郎君) 暫時休憩いたします。

午後二時三十二分休憩

午後二時四十六分開会

○委員長(田口長治郎君) 休憩前に引き続き内閣委員会を再開いたします。

○松下正壽君 休憩前の長官の御答弁によりまして、この公文書館設置のおもな目的というものは、近代日本の発展のあとづけという点にあるので、非常に私にこころであると思ひますが、そこで、あるとすれば、これまた死児のよわいを数えるような練り言になります。実はもう少し大規模なものにしていただきたかつたわけでありまして、これは議事録を調べておりましたが、長官が衆議院の内閣委員会で、大体日本の公文書の規模といふものはオランダ並みであるとおっしゃつたと聞いておりますが、参考までに諸外国のものを調べてみると、職員の数で、アメリカが三百七十八

名、イギリスが三百二十人、フランスが二百五十六、西ドイツが三百一十一、オランダが六十になつております。まあこの職員の数だけでも公文書の価値を評価することはできませんが、おそろく六十人に比較的近いので、そろそろおっしゃつたのじゃないかという気もいたします。しかし、別にあげ足をとるわけではありませんが、現在の実情から見れば大体オランダ並みといふのは、どういふような意味でおっしゃつたかということをお伺ひしたいと思います。

○國務大臣(山中貞則君) これは結果論で、日本の今回つくる国立公文書館の規模を諸外国のいまある公文書館に比べたらどのあたりになるかということ、ほぼ相似たところとして、オランダ並みといふのは、オランダの国立公文書館、オランダでは国立中央文書館といつておるようでありまして、そういうところには規模が似ておりますが、人教ばかりでなく、そのつくり方にもいろいろあります。たとえば一九六九年の資料でございますが、大体八十二カ国に置かれて二千人に及ぶそれぞれの似たようなものがある。たとえばアメリカは百六であつて国立が一、州立が八十四、その他のものが若干ある。イギリスは百五十四ありまして、中央官庁は九、都市に二十四、地方に四十一、宗教関係が十一。あるいはフランスは四百三十館ありまして、国立が一、官庁が九十三。西ドイツは百五十八ありまして、連邦及び州立が三十六。オランダが先ほど出てまいりました。規模が似ておりますが、四十五の館からオランダは成り立っております。こゝろのことでございます。あるいは沿革、歴史、そういうものによつて各国のそれぞれの特色が出ておると思ひますが、日本の場合には、将来の構想は別として、どうしても日本としては中央における国立公文書館といふものの規模を必要に応じて広げながら、やはり一カ所に集中していくといふような形のほうがよろしいのではなからうか

と考えておるわけでございます。

○松下正壽君 規模のことは、もうすでに大体ワ
クがきまつておるから、これはしかたがないと思
いますが、一番気になるのは、古文書で移管す
る手続ですが、この古文書もしくは公文書とい
うのは一体何であるか、それからそこに移管す
るにはどういう手続でおやりになるか、その点
をちょっと。

○説明員(柳川成顯君) 大体、公文書館に集める
予定にしております公文書というのは、俗に決裁
書とか稟議書とか申しておるものでございまし
て、印刷物ではございませんで、各省で決裁を受
ける段階で作成している文書、これが公文書館に
集める公文書の典型的なものでございます。それ
が大部分であるかと思ひます。

それから移管の手続であります、これは公文
書館と各省とが協議いたしました、どういふ種類
の文書を集めるか、これは各省によつてもそれぞ
れ特徴が多少ございまして、ここらあたりは個
別に折衝しながらこちらに移管を受けてまいりた
い、かように考えております。

○松下正壽君 移管をする場合に、各省のほうで
はおそらく文書課長とか総務課長とかという人が
責任を持たれるだろうと思ひますが、その際に専
門家、歴史学者だとか、そういう学者の意見を採
用される、あるいはその意見を聞くような機会を
設けるような御意思があるかどうか、その点をお
伺ひしたいと思います。

○国務大臣(山中貞則君) これは館の運営の問題
にも関係があると思ひますが、まず収録をいたし
ます際の、各省とどのような文書、たゞいま申
しましたような一定の基準に従つた文書を原則と
して国立公文書館に移します場合、こういう場
合には、そういう事務的な仕事をございしますの
で、たいして広く一般の知恵を借りるというよう
な性格の内容でもないと思ひますが、これから
の公文書館のあり方、これは公開でまゐりますが、
それを国立国会図書館法に定められていたよう
な二十歳以上の者として、館長の許可を受けた者だ

けはその年齢以下であつてもいいというふうな運
営でやつていいかどうか、いろいろな問題があり
ます、先ほども御質問がありましたように、全
部これを一応体裁をととのえて収録をしたとい
ふとにおいて、どのようにこれが日本の政治、行
政の上に活用されてしかるべきか、これらにつ
いては、恒久的な機関を置くほどのことはな
い、たゞ、恒久的な機関を置くほどのことはな
い、たゞ、いろいろな各界各層のお知恵を借
りる機会もあつてよからうではないかというぐ
うに考えておるわけでございます。

○松下正壽君 その点は長官と必ずしも意見が一
致しないわけでありませんが、私はむしろ民間そ
他の専門家からなる委員会等を設けて、その権限
等はこれは別でありませうけれども、そういう方々
から広く意見を求めて、この移管の場合にあつて
に事務的でなく、やはりどういふことが重要であ
るかといふようなことを学者の立場から十分に検
討した後に移管をしていただくことを私としては
非常に強く希望するわけでありまして、と申しま
すのは、後になりましてから、ああいうものを保
存しておけばよかつた、こういうふうなことがよ
く出てくるわけでありまして、これは必ずしも量で
はないと思ふのであります。これは私自身が専門
家でありませんが、あるいは専門家であるところ
の小西四郎郎さんが、この「茨城県史料」といふ雑誌
に書いておられますが、これを見て私もびっくりし
たわけでありまして、イギリスでは大体移管する
場合にほとんど一％くらいしか移管してない、
これは非常に少ないわけでございます。これは
一体どういふわけであつて、こういうふうな非常に
ないか、移管する率が少ないかといふことである
の、研究してみたら、やはりこの内容によるん
だ、だから公文書の量が非常に多いから非常に整
備してあるといふ言えないわけであつて、事務的に
は、あるいは行政的な必要から見れば非常に重要
かも知れないが、学問的に見た場合にはそれほど
価値がないといふ場合もあるし、またその逆の
場合もあるのじゃないか、そういう点を考えます
といふと、やはり私は今度この新しい設備ができ

たのを機会に、どうしても百万冊がどうかとい
うような、あまり量にこだわるよりも、質的に学
問的に価値のあるものを保存するという点に重点
を置かれることを非常に強く希望するわけであり
まして、そのためには、やはりあらゆる機会に専
門家の意見を聞くように切望したいと思ふわけ
であります。もう一ぺん長官のひとつ御意思を確
めたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 学術会議の歴史学会の
和歌森太郎先生と私友人でございます、個人的
にもいろいろの意見をお教へ願つております。ま
た、歴史学会の先生方とも大臣室でお会いをいた
しまして、いろいろ御意見を承りまして、そうい
うような方向で最初から出発したほうがいいとい
う御意向のありますことも承知いたしております
。ただ、今回一応集めます基準としては、大
体、私が事務的なものと申しましたが、事の軽重
の事務的と申し上げておるのではございませんで、
その範疇の分け方の単純な範囲といふような意味
で申し上げたわけでありまして、
ちよつと申し上げてみますと、閣議、請議に関
するものがまず第一であります。次に省令、訓
令、それから通達、例規、内規、これらのうちで
将来の参考となるもの、それから訴訟、採
決、決裁に関するもの、国際条約、国際協定、国
際会議に関するもの、それから国会に関する資
料、ただし議事録は含まない、許可、認可、認
定、承認に関するもの、各種審議会等に関するも
の、予算、決算等会計に関するもので特に重要な
もの、帳簿、帳票は含まない、その他歴史的資料
と考へられるもの、これらが古文書の貴重なもの
と思ふわけでありまして、これらの分野で一応納
めるわけでございますが、それそれですて国立国
会図書館にも、あるいは現在の内閣文庫等にも古
文書等においては非常に保存のしかた等が不十分
であり、非近代的な保存のされ方等もいたしてお
りますが、まだ十分保存にたえるしかたで残つて
おりますので、こういうものを一応移すといふこ
とでございます。

そこで、これらをどう利用するかについては、
先ほど来申し上げますとおり、あるいは館長にか
りにつばな人を得たにしても、あるいは補佐役
にりつばな人がおるにしても、役所だけでやつて
いけるかどうか、八条機関としてきちんと権威づ
けられておりますので、国立公文書館がひとり歩
きをするわけではございませんが、それらのところ
は将来の問題として、よりよき保存によりよき活
用という面で今後検討課題になる、このように考
えておる次第でございます。

○松下正壽君 現在の予定されておる人員は三十
八名といふことになつておるわけでありまして、
それを内訳してみますと、内閣文庫の職員
が十七名、官房の総務課の職員が三人、そのほか
管理要員が六人、これを振りかへて増員は全部で
もつて十二人、そのうち特に私の気になりますの
は、専門的な知識が必要であると思ふのでありま
すが、それがわずかに十二人でこなせるかどうか、
これもちよつと歴史が違ひますから、そのまゝ参
考になるかどうかかわりませんが、フランスでは
二百五十六名の職員のうち、六十名といふものが
資料保存官で、全部専門家でありまして、私はその
点についてもう少し専門職を何らかの形でふやす
ことが必要じゃないかどうかといふ点が一点、
それからもうちよつと将来のことを考えまして、
御承知のとおり、フランスでも、またオランダで
も文書管理官といふまじやうか、資料官といふま
じやうか、そういう専門職の養成機関が公文書館
に設けられておるわけでありまして、フランスな
どは保存機関は、これは国立の大学よりもつと
権威がある、水準が高いとされておるわけであり
ます。

そこで私の質問は、これが私の最後の質問にな
るわけでありまして、十二名ではちよつと不足で
はないか、これをもう少しふやすことができないか
どうかといふ点が第一点、それから、これは今
回すくといふわけにもいかないと思ひますが、将
来を考へて、専門官の養成をするようなそういう
機関を設ける意思があるかどうか、こういう点

をお尋ねして私の質問を終わります。

○国務大臣(山中貞則君) 確かに三十八名の定員で、館長以下、庶務課長、公文書課長、内閣文庫長という三本の柱でやります場合に、専門家に申ししますか、専門職というものが、はたしてそれにあたえるかどうか。現在の内容では専門職三名と、内閣文庫のほうに二名現在おられますので、五名で一応専門職として、それらの分類のしかた等について専門の分野からやっていくわけでありますが、さしあたりはそれで差しつかえなからうという討議を重ねた結果、こういう結果に落ちついているわけであります。将来もつと専門職、あるいはまた部外の臨時的な方々の専門分野における御指導を仰いで、それぞれの専門職がその御意見に従って動くというようなことも必要な時代がくるかと思ひます。さらに、そういう公文書保存その他に関する専門職養成機関というようになことでございしますが、そういうものは、たとえ国立国会図書館で司書でございしますが、養成をいたしておられます。これは全国市町村に至るまで、そういうものの養成というものが、底辺がありますので、それに対する供給という役目も果たしておると考えておりますが、国立公文書館でそのようなものを養成いたします際の地方における需要というものが、実際上どのような状態であるか、あるいはこれからのどのような需要が起ってくるかという問題等とも関連をいたしますので、将来そのような育成機関というようなものを考えるべき時代に日本もいかなければならないのかもしれないと考える次第でございします。ただ、いまここで直ちにそういういたしますところまで進んでおられないことを申しわけなく思ひ次第でございします。

○松下正壽君 もう一点、ちょっとこれは質問でないのですが、長官をつかまえて釈迦に説法する必要はないと思ひますが、やはりライブラリアンとアーカイビストをはっきり分けてお考え願ひませんか、非常に混同があるように思われるわけでありします。長官はそういう点は決して混同しておられないと思ひますが、どうぞアーカイビストと

いうものの特長な性格というものをはっきり認識していただきまして、ライブラリアンのほうは十分にであるから、これで間に合うだろうというふうな誤解のないように切にお願いするわけでございます。

○国務大臣(山中貞則君) 一応国立の公文書に関するライブラリーとして出発をするということでございます。これからの運営のしかた等については、これはもう常置的な、しかも、先ほど申しました永続するものでございしますので、絶えず国会等においても御意見を賜わる機会は今後あるわけでございますから、そういう意味では今後の運営に誤りのないようにはしていきたいと思ひます。

○岩間正男君 大抵時間が四時までに限定されておりますから、要領よく質問しますから、簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

総理府の広報活動についてお聞きしますが、これについてはいろいろ巷間問題が出ておると思ひます。最初にお聞きしたいのは、どんな目的でこの広報活動が行なわれているのですか。

○国務大臣(山中貞則君) いずれの国においても、その国の政治、行政というものの国民に対する正確な伝達ということ、これはやはり手段を持つておるものと思ひますし、わが国においても持たなければならぬものであると思ひます。ただいまのは「今週の日本」のお尋ねでございします。

○岩間正男君 いや、それはあとで聞きますから。

○国務大臣(山中貞則君) ということでなくて、広報全般の姿勢でございしますね。という意味では、政府の直接の広報、あるいは政府の広報の部分的な民間委託、あるいはときには政府が買ひ上げ等の措置を講ずることによって、それが広報の役目を果たす刊行物等についてやや幅広い広報活動というものをいたしておるわけでございます。

○岩間正男君 この広報室の仕事の内容です、これを概略説明してほしいのです。さらには、ど

ういふふうな組織になっているか。それから人員の構成。こういうものを、もつとも時間の関係がありますから、資料で出していただいてもけっこうですけれども。

○政府委員(松本芳晴君) 広報室の広報活動を大略申し上げますと、大きく分けまして広報活動と公聴活動に分かれます。公聴活動というのは、世論調査、国政モニター制度、それから一日内閣と呼ばれる公聴会、これを総称してわれわれ公聴活動と申しております。広報のうち、直接われわれが企画編集してやっております直接の広報、それから団体に委託してやっております広報と、この二つに分かれます。それから人員は、大抵現在四十四名程度でございます。機構は、広報室長の下に参事官が五名おります。それが媒体別に担当をいたしております。

○岩間正男君 ついでに広報室の予算、総額は幾らになりますか。これは四十五年度、四十六年度のものをお説明してください。

○政府委員(松本芳晴君) 四十五年度は総額十六億五千八百八十三万円、それから四十六年度は総額十八億二千九百八十八万円。

○岩間正男君 そのうち出版諸費というのが計上されておりますが、どのくらいですか。

○政府委員(松本芳晴君) 出版諸費は四十五年度七億六千六百四十八万円、それから四十六年度が八億六千四百六十六万円でございます。

○岩間正男君 その出版諸費のうち、いろいろ買ひ上げをやっているのがありますね。その経費はどのくらいになりますか。

○政府委員(松本芳晴君) 広報資料費とわれわれが呼んでいるものだと思いますが、大体これは資料買ひ上げ費と広告費と二つに分かれておりまして、広告費を除いた分が広報資料費になるわけでありします。

○岩間正男君 買ひ上げ費をちゃんと分けてください。誌種別に言ってください。

○政府委員(松本芳晴君) 広報関係資料費、四十五年度が二億八千五百四十一万五千円でございます。

す。それから四十六年度がちょっと減りまして、二億一千四百四十一万五千円でございます。

○岩間正男君 雑誌の名前をあげて、たとえば「フォト」は幾ら、「今週の日本」は幾ら、その他幾ら、それでこの四十五年、四十六年、今年度予算を含めて、これはいかがですか。

○政府委員(松本芳晴君) 四十五年度は「時の動き」が三千二百二十九万円、それから「フォト」が一億二千七百二十九万円、それから「今週の日本」が二億七千三百三十九万円、それから四十六年度は「時の動き」が四千五百五十七万円、「フォト」が一億七千七百二十九万円、なお「今週の日本」は資料購入費から広告費のほうに移す予定でございます。

○岩間正男君 どのくらいですか。

○政府委員(松本芳晴君) 紙面購入という形にいたしますから、一般の報道機関に対する広告と同じ形になります。

○岩間正男君 その資料わかりますか、「今週の日本」のやつ。

○政府委員(松本芳晴君) 「今週の日本」の四十五年度分買ひ上げ費でございますが、これは二億六千八百八十八万円、それから四十六年度は広告費に回りまして二億一千六百八十八万円でございます。

○岩間正男君 そうすると、資料買ひ上げ費、そのうちで「フォト」と「今週の日本」、これが大部分を占めているわけですね。そこで、「フォト」についてお聞きしたいんですが、この「フォト」を企画し、さらに編集しているのは、これはどこですか。

○政府委員(松本芳晴君) 社団法人時事画報社です。

○岩間正男君 これは最近変わったんですか。ここに仕事のあらまし——「内閣総理大臣官房広報室四十五年度版」、これによりまして、広報室で企画、編集している出版物は、解説誌「時の動き」——政府の憲——「グラフ誌」「フォト」、こういうふうになっておりますが、これはどうなんですか。

○政府委員(松本芳晴君) そのとおりです。

○岩間正男君 そりすると、企画、編集の責任はどことあるんですか。

○政府委員(松本芳晴君) 大体、一応形式的に責任は広報室がとっておりますが、実質的には、発行にまで二カ月前からありますので、われわれの編集会議は大体二カ月前に行ないますので、最終のデラを見るまでには至らないわけです。

○岩間正男君 形式的とか実質的な問題ありますけれども、しかし、これは仕事の内容にはつきり明記しているんですね。この最終的な責任ですよ、形式的な責任とか、そんなことじゃなくて、実際にはどことが責任を負うべきかということが私は非常に重要な問題だと思ふんです。はつきり、これは広報室の責任ですか、どうですか。

○政府委員(松本芳晴君) 買い上げによって広報活動をしておりますから、私どもの責任だと思ふます。

○岩間正男君 これは人に委託しようが何しようが、企画し、さらに編集する、これはちゃんとあなたたちの仕事の内容に書いてあるんでしょ。そうすると、はつきりこれはあなたたちの責任だ。これは長官、確認されますね。言うまでもないことだ。

○政府委員(松本芳晴君) 実は「フォト」については、「フォト」というのはもと政府広報研究会というものが「政府の窓」というのを出版しております。そのスタッフが全部時事画報社に移行しているものですが、それに伴って実務委託費を出しまして、したがって、その件からいへば私どもが編集実務を委託したという形になっておりますが、いま申し上げましたように、われわれは連絡会議によっていろいろな編集上の打ち合わせはいたしまして、最終的には時事画報社がとるという形になっております。

○岩間正男君 長官、そんなことでいいですか。ちゃんとここに書いてあるんです。仕事の内容として、「企画・編集して」と書いてある。したがって、この仕事の内容からいへば、当然これは広報室が責任を持っているということでしょう。

企画、編集という。人にまかせたり、頼んだりするのは、それはあなたたち内部の問題だ。しかし、公然と、これは行政組織法によって定められた一つの部局としてのそういう任務、そうしてその仕事の内容に明記されている。そうすると、企画、編集の責任の所在は明らかに広報室にある。したがって、これは総務長官が負い、総理大臣が最終的には負わなければならないことになると思ふんですが、どうですか。あなた、明確にしておかぬといかぬです。そういう個々の内容なんかじゃなくて、内容はどうか、実質的にどうかと言ったって、われわれはそういうことは聞きたくない。聞いたってしょうがない。われわれがいま問題にしているのは、責任の所在はどこにあるかというところなんです。これが明確にならない限りはこの広報の姿が明確にならぬ。そうでしょう。

○政府委員(松本芳晴君) 実は先ほど申し上げましたように、二カ月前の連絡会議で、なかなか最終的に編集責任をとれませんでしたから、来年度はこれをはずしまして、買い上げ一本という形にする予定でございます。いままでは多少若干の問題、それによって問題が起きたわけでありました。

○岩間正男君 そりすると、この出版物は何ですか、あなたたち、それじゃ、こういうものはごまかしじゃないですか。こういうものを出版している。われわれはこれで仕事の内容というのを判断している。広報、資料の仕事のあらましとして、四十五年度ははつきりこれを出しておる。あなたたちの責任において出されておる。その中に、企画し、編集する、その中に「時の動き」、それから「フォト」と、二つ書いてあるんですね。こうなれば内容がどうだこうだというのはそれらのことですよ。それらのことまではお聞きしていない。いま問題は、やはり政治的責任の所在はどこにあるかというところが、広報問題の中で非常に私は重要だと考えるから、この点を明らかにする。そうすると、これはどうですか、山中長官、これは事理きわめて明瞭じゃないんですか、このところ。代

理答弁じやだめだ。

○国務大臣(山中貞則君) 代理答弁のつもりじゃないですが、どうもそこらのところは入り組んでおりますので、私も「フォト」を全部政府広報室が完全に責任を持って出版する体制にない。しかしながら、その出版の一義的な責任は広報室にあるので、広報編集のための会議等については二カ月前ほど前にやっておりますという報告を受けたわけでありまして、そこで、やはりこういうものは完全に民間に委託して、必要な部数を買上げる方式というものがあつてしかるべきではないかというところで、来年度予算からはその形をきちんとしていこうというところであります。したがって、買い上げた部数が多いとか少ないというより御批判は今後も残るとしても、今後の買い上げでありますから、その内容の編集その他については時事画報社というものの一次の責任ということに変わって行くというところでございます。

○岩間正男君 来年の問題についていまお聞きしているのじゃなくて、現在どうかということをお聞きしておるんです。内容についてはあなたたちが改善くふうをされるということはある得でしやう。なぜそういう問題を出しているかといふと、これは一義的な責任はあるということをお聞きしと、これは一義的な責任はあつたから、これは確認しておきたいと思ふますが、とにかくこういうふうな広報がございまして、これはわれわれに送られてきています。その送っている先はちゃんと書いてあるわけですから、内閣総理大臣官房広報室と。あなたたちの責任において送っている。企画、編集してこれをつくらせ、そしてこれを買取って、あなたたちの責任において配っているわけでしょう。当然あなたたちの責任というものは二重の責任です。企画、編集の責任がそうでしょう。同時に、これを頒布している責任がそうでしょう。しかも買い上げた費用は、これはあなたたちのポケットマネーじゃないでしょう。当然これは国費で買っているんでしょ。国費で買つてこれを配っている。だから配付の責任、編集の責任の二つははつきり広

報室にあるんだ、したがって、総理府にあるんだ、最終的には総理大臣にあるんだということ、これは確認せざるを得ない。

さて、この「フォト」です。この一月一日号、これはあなたたちごらんになったでしょう。「明治憲法、教育勅語の生みの親井上毅と元田永孚」、こういう写真が巻頭に出ております。それからその中身ですけれども、その中身に特に長谷川才次氏の文書が載っているわけですね。この文章をここで詳細にやる時間的余裕はございませんけれども、これはたいへんな問題だと思ふんですね。これはごらんになっていられるでしょうか、どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) 見ました。

○岩間正男君 まあ読んだとすれば、くどく申し上げる必要はないと思ふすけれども、この中で、どうなんですか、これはひどいのがありますわな。「大體占領軍が憲法まで書き改めるなどというのは、一九〇七年陸軍法規慣例に関する条約及び規則を無視した越権の沙汰。だから神川彦松博士は国際法違反だときめつていっている」。そういうところがある。それから「平和憲法」などと崇め奉る諸君、おそろしくこういう事情も、日本国憲法の正文もお読みになっていないのだからとでも考えるのはおかしい。それから、「どうも日本国憲法は国体とか、歴史とか伝統とかを無視したまいったの舶来品。しかも一夜漬けのちゃんこ鍋憲法とあつては、この際どうして真憲法の起草に着手するのぞなければ、戦後紀元の幕はあかぬ」。「ちゃんこ鍋憲法」と言っているわけですね。

そこで私はお聞きをしたいのであります。これはあなたたちがとにかく編集し、最終的な編集の責任を負い、そしてあなたたちの責任によって頒布したものでありますから、当然これはこれについて長官、どうなんですか、これは受当だと思つておるのでしょうか。この点はどうですか。

○国務大臣(山中貞則君) それを読みまして、しかも執筆者の氏名が書いてあるというところは、文責を負うということでありましょ。しかしながら、刊行物としての性格は、現時点においては、

先ほど申されましたように、政府刊行物という形に、間接的ではありますけれども一義的な責任のある刊行物に載せる文章であることについては、ふさわしくない点がございまして、さらに御質問があつてから答えたほうがいいかと思いますが、国会において決議されて、戦後その後において公的に用いてならないはずの教育勸諭も掲載してございまして、それらの点については、私のほうで、どうしてこのようになったのかについてたどりましたところ、先ほど来、広報室長が申し出ておりますように、二カ月前の会議ではそのようなものが載せられるような話は全くなくて、でき上がったものを見て自分もびっくりした次第でございまして、そういうことでございまして、今後はそのようなことの、政府の責任において刊行されるものでありながら、そういうことのないよう状態にするにはどうしたらいいかということで、来年度からは買い上げということにしたというところでございまして。

○岩間正男君 国会の問題になったのはたぶん一月の二十七日じゃなかったかと思ひますね。で、これ、ちゃんと配っちゃったんでしょ。そのとき見なかったんですか。内容を見て、そして配ったんでしょ。だから、あとになってそういうふうな説明を受けたとしても承服できないですよ。そこで、これは山中長官をわすらすのはなはだ恐縮なんです、お聞きしますが、どうなんですか。こういうものは、これ、憲法の精神です。それで、しかも現内閣というのは新憲法というものによつてできた内閣です。その上に成立するんですよ。その上に「ちゃんこ鍋憲法」によつた内閣ということなんです。それから、あなたもそうなんだ。あなたも、これは総理府総務長官というものは憲法によつてできているんです、新憲法。それで、それから憲法九十九条との関係はどうなりますか。当然、国務大臣は憲法を尊重し、しかも、あくまでこれを守らなければならぬ義務を負っているわけだ。こういうものを国家機関で、政府機関によつてこういうものがや

られてるんですか。しかも、こういうものを国費をもつて配布している、こういうことは許されると思ひますか。それだから、いま言ったようなそういう弁解ぐらゐのことでは済む問題であるとお考えになりますか。私は、よく広報そのものの性格をほんとうに明らかにするためには、こういう具体的な事例——そのほかにもたくさんありますけれども、そういうものでこれは明らかにしなければならぬと思ひている。憲法との関連についてお聞きしたい、九十九条との関連。さらに、内閣そのものは新憲法によつてこれははっきりその基礎においてできているはずで、大臣といえどもそうなんだ。それがこういう形で行なわれることについてどうお考えになるか、見解を承りたい。

○国務大臣(山中貞則君) もちろん、憲法九十九条は完全に私も拘束されておりますし、佐藤内閣そのものも拘束されるものであります。したがつて、憲法そのものに対して否定するという記事が結果的にそういう形で出てしまふことについては、それは責任者の私の責任であると思ひます。(矢山有作君、大臣、やめるかい)と述べ、国務大臣山中貞則君、やめてもいいですと述べ、矢山有作君「やめてもいいだけの問題だ、ほんとうにこれは」と述べ、国務大臣山中貞則君「ええ」と述べ、岩間正男君「そうですね、実際個人山中の問題にあらず、日本憲法全体の日本の政治のよつて立つ基礎がどうなるかという重大な問題なんです」と述べ、矢山有作君「やめてもいいと言っているわけだから」と述べ、国務大臣山中貞則君「いいですよ」と述べ。

○岩間正男君 それで、その広報はどういうところに配られてるんですか、それから何部買い上げてゐるんですか。
○政府委員(松本芳晴君) 四十五年度は四万部、四十六年度は七万部の予定でございまして、途中、郵便料金の値上げがございまして、おそらく七万部は年間通して不可能かと思ひます。配付先は大体中央、地方の行政機関、それから議会、議員、それから学校の図書館、それから一般有識者等でございます。

○岩間正男君 二億からの金を出して、国民の血税ですよ、そして憲法破壊に通ずるようなこういう文書が、公然と、しかもはつきり総理大臣官房広報室の名によつて配られておるという、これは、これは許すことはできないわけですね、こういうことは、これについてやめてほしいといういふ声明をされたんだから、これは確認しておきますよ。
○国務大臣(山中貞則君) 国務大臣総理府総務長官山中貞則は憲法九十九条に違反せり、もつてその職を辞すべしという国会の御意思があれば従います。

○岩間正男君 国会を待たなくて自己判断だつてこれはできるわけですか。何もあなたのような明敏な頭脳を持った方がわざわざ国会を頼まなくてもいいわけだ。それくらいまで憲法を守るといふ決意がなければ今日守ることができないんですよ。もつと考えますか。
○国務大臣(山中貞則君) 私が閣僚としての辞表を出すかということでございますか。

○岩間正男君 そういうふうにあな自身は言われたんですからね。
○国務大臣(山中貞則君) いえ、それくらいのこととをしなければならぬということでありまして、私は私としては別段閣僚のいすに未練のあるものではない。しかし、任命を受けたのは佐藤総理から任命を受けたのでありますから、総理に對しても相談をしないで、かつてに私がやめるといふわけにはまいらない次第であります。

○足鹿覺君 いま岩間委員の発言に對して長官は、やめてもいいという先ほど御言明になつたわけですね。(国務大臣山中貞則君) 不規則発言だつたんです。(と述べ) あとでいろいろやりとりがあつたわけですが、事いやくも憲法に關する重要な御発言でありまして、この問題については総理大臣の任命を受けたものであつて云々という、いままたそういう御発言もありました。こういういやくも公開の委員会においてそういう御

発言をなさるといふことの真意は、この「フォート」の一月号の責任をもし総理がとれという、お伺いを立てるといふ意味ですか、そして首相の指示を受けて態度をきめるといふ意味ですか。その辺が、もうはつきり最初やめてもいいと、こうおっしゃるから、非常に重大な発言になりますので、総理に報告をし、その指示を求めて責任上やめると、こういうふうなわれわれは聞いておつて受けとめたんですが、総理に何われるのですか。
○国務大臣(山中貞則君) 岩間委員においても、私をやめさせようと思つて質問を始めたわけではないと思ひます。しかし、矢山委員の不規則発言に私が不規則的に答えたということから、正式な質問になりましたから正式な答弁をいたしたわけでございますから、私としては憲法を閣僚がみずから行爲によつて否認する行爲をしたというところであれば、私はやめるにささかちやうやしない。しかし、この問題はいろいろ「フォート」の出版の責任はどこにあるか、その「フォート」の内容の問題が憲法の問題として議論されたわけでありまして、その意味において出版物の責任というところで、広報の、一応私のところで所管をしておることになつておりますから、その全体の責任が憲法九十九条に違反した行爲であるというところであれば、これはやむを得ないことであらうと考えて先ほど答弁をしておるわけでございます。

○矢山有作君 長官ね、たとえ不規則発言であらうと、大臣をやめてもよろしいよというの、これはきわめて重大な発言なんです。しかも事柄の内容があなたの責任、私は総理府総務長官としての責任が今度の場合にはまず当面する最高の責任者だろと思ひますが、その問題で論議をされておるときに、あなた自身も責任を感じていられたわけでしょう。それに対してこちらが、責任を感じたらどうするのか、やめるのかと言つたら、やめてもいいということになれば、あなたとしては少なくとも不規則発言であつても、これは公式の委員会の席ですからね、そうすれば、相当な決

意がなければ、そういうことは言えないわけなんです。ね。私はあなたの発言を聞いておって、あ

あ、これはさすがに山中総務長官だと、重大な責任を感じて、あなたみずから進退伺いを内閣総理大臣に出されるだろうと私は解釈しておる。それでなければ男と言えませんか。その進退伺いをあなたが出して、辞表を出した上で、総理大臣がどういう処理をされるか。その処理のしかたによつては総理大臣のまた所信を聞かなければならぬということに発展をしていくわけです。私はあなたに勧告しますが、これはもう言った以上は、少なくとも山中総務長官ともなれば、佐藤内閣の中でのなかなかやり手の大臣だということになっているわけです。男だということになっている。ここで名譽を失墜したくなかったら、もうすぐに進退伺いをやったほうがいいですね。やりませんか。やった上であとの処理をしない。そうせぬと、少なくともこの問題についての責任者としての処理にはなりませんよ、それは。

○国務大臣(山中貞則君) これは政府広報のあり方という問題で、現在の体制では「フォト」について政府が編集から責任を持つのだということをはっきり書いておられますから、その意味では、広報室の仕事でありまして、所管大臣たる私の責任でもあるということでございますから、その行為がすでに私が気がついて、こういう方式ではない、今後これは直せよという行為をとっておるわけでありまして、そのとつておる行為も含めて、なおかつ、私が憲法九十九条に違反する行為を行なつておるといふことであれば、これは私と

しても自分自身の進退を決するにやぶさかではありません。

○矢山有作君 それではあなたらしくもない。というのは、この広報掲載の問題については、一たんのものができて、そうして広報室長の先ほどのことばによれば、こういう不適當などうか、きわめて何となく、いまの憲法を無視したような記事を書いたことを承知しておいて、そうして配つたわけでしょう。それにはばく大な国費が使われている。そのことは知っているわけですよ。そうしてそれを配布させておいて、問題になりそうになつたから、この問題については今後この扱い方を検討しようとしているんだと、それで総務長官逃げようというのは、あなたひきようだ。少なくともこれはあなたに責任があるということばじをこらえるわけじゃないけれども、少なくとも最近、委員会審議がたまるんではないか、これは事実だ。そのたまるんでは原因は、あなたのような軽率な発言にもあるということなんだ。私はやめてもいいですと言つた以上は、やめてもいいですというを生かすために辞表を出しなさいよ、総理に。それで、総理が慰留したらそのときの話にしようじゃありませんか。われわれはそれでまた対処していきます。

○国務大臣(山中貞則君) それは委員会全体の御意思でそうおっしゃつておられるかどうかの問題もありまして、私が、私としては、私はこの「フォト」が出版される前に目を通して、この内容でよろしいというように言つておるわけでありませぬし、広報室長が事前に印刷したものを見た

のかどうか、これは私もよく知りませんが、私が見てからは、これはこういう内容ではよろしくないということをはっきり言つておるわけでありまして。しかも予算を編成いたしましたのは昨年でございますから、昨年のときに「フォト」のあり方について、私が改めようということで予算編成をやつたわけでありまして、このような事態の改めたいということをやつておるわけでありまして、私は逃げておるわけではありません。

○岩間正男君 とにかく、あなたは権限について注釈を加えておられますが、とにかくやめてもいいとあなたは言われた。これは私はりっぱだと思ふ。つまり憲法というものはそれだけの尊厳な存在です。国家の基本的な根本原則をきめておるものだ、それで、しかも憲法九十九条は今日ないがしろにされておる、そういう中で、あなたは問題というものはそれだけの、あなたの進退を決してもなおかつ足らないほどの重大な問題になっていることを認められた。そういう点は私ははっきり評価していいと思うのです。したがつて、その行動をただ賞かなければだめだ。ことばだけで言つたのではまずいから、私は当委員会がこれはいんじやないか。結局はつきりその決意をあなたの決意と行動を待つて、それから当委員会を再開するのが当然だと私は思います。ここでそういう形でこの審議を続けてもしょうがないんじゃないですか、どうです。私はそういう意味を持つたものだと思ふんです。

○委員長(田口長治郎君) 暫時休憩いたします。

午後三時四十一分休憩

午後六時三十分開会

○委員長(田口長治郎君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

山中総理府総務長官より発言を求められております。これを許します。山中総理府総務長官。

○国務大臣(山中貞則君) 先ほど来の岩間委員並びに他の委員の質問に対する答弁中、私の進退問題について軽々に申しましたことは、まことに不穩当でありまして、その発言を取り消しますとともに、深く陳謝いたします。

さらに、私の進退について総理に伺いを立ててこれを決するの発言につきましても、これを取り消します。

総理府の広報のあり方について、一月一日付「フォト」に見るとき憲法軽視の事実については深く反省し、再びこのような誤りを生じないよう、厳重に注意いたし、御指摘のような問題の生じないよういたします。

○委員長(田口長治郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十分散会

三月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(多田省吾君外一名発議)

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第三号中「特別給付金を除く」を「特別給付金及び補完給付金を除く」に、「昭和四十一年法律第二十号」を「昭和四十二年法律第二十号」に、「日とする」を「日とし、補完給付金については連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和 年法律第 号。以下「第二次一部改正法律」という。）の施行の日とする」に改める。

第五号第一項中「特別給付金」の下に「及び補完給付金」を加え、同条に次の一項を加える。

3 この法律による障害給付金、遺族給付金及び打切給付金に相当する他の法令の規定による給付の額が、この法律による障害給付金の額及び特別障害給付金の額の合計額、遺族給付金の額及び特別遺族給付金の額の合計額又は打切給付金の額及び特別打切給付金の額の合計額をそれぞれこえていゝることにより、前二項の規定によりこの法律の規定によるこれらの給付金の支給を受けなかつたときは、当該こえる金額の限度において、この法律による補完給付金を支給しない。

第六号に次の一号を加える。

八 補完給付金

第十四条第三項中「特別打切給付金」の下に「及び補完打切給付金」を加える。

第十四条の五の次に次の四条を加える。

（補完給付金の種類）

第十四条の六 補完給付金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 補完障害給付金

二 補完遺族給付金

三 補完打切給付金

（補完障害給付金の支給）

第十四条の七 補完障害給付金は、障害給付金の支給を受ける権利を有した者で第二次一部改正法律の施行の日において別表に定める程度の身体障害が存するものに支給する。

2 補完障害給付金の額は、別表に定める障害の等級により定めた次の表の金額とする。

障害の等級	補完障害給付金の金額
第一級から第三級まで	一、二三七、〇〇〇円
第四級から第七級まで	七六四、〇〇〇円
第八級から第一〇級まで	三六九、〇〇〇円
第一一級から第一四級まで	一二四、〇〇〇円

3 第一項に規定する者が、連合国占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかつた後に連合国

占領軍等の行為等によらないで負傷し、又は疾病にかかつた場合であつても、従前の身体障害の程度のみによつて補完障害給付金を支給するものとする。

4 第一項に規定する者がこの法律の施行前にその身体障害につき障害給付金に相当する見舞金の支給を受け、その金額が障害給付金の額及び特別障害給付金の額の合計額をこえていゝ場合には、当該こえる金額を補完障害給付金の額から控除した金額を支給する。

5 第九号第三項から第六項までの規定は、補完障害給付金に係る身体障害の等級及びその額について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「障害給付金」とあるのは、「補完障害給付金」と読み替へるものとする。

（補完遺族給付金の支給）

第十四条の八 補完遺族給付金は、第十条第一項に規定する遺族に支給する。

2 補完遺族給付金の額は、四百万円とする。

3 第一項に規定する遺族がこの法律の施行前に遺族給付金に相当する見舞金の支給を受け、その金額が遺族給付金の額及び特別遺族給付金の額の合計額をこえていゝ場合には、当該こえる金額を補完遺族給付金の額から控除した金額を支給する。

4 第十一条並びに第十二条第一項及び第二項の規定は補完遺族給付金の支給を受けることができる遺族の範囲及び順位について、同条第三項の規定は補完遺族給付金の支給を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「この法律の施行の日」とあるのは、「第二次一部改正法律の施行の日」と読み替へるものとする。

（補完打切給付金の支給）

第十四条の九 補完打切給付金は、打切給付金の支給を受けた者に支給する。

2 補完打切給付金の額は、百二十四万八千円とする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

（この法律の施行前に死亡した被害者の遺族に対する支給金）

2 国は、被害者（この法律による改正後の連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（以下「新法」という。）第二条第二項に規定する被害者をいう。）でこの法律の施行の日前に連合国占領軍等の行為等（新法第二条第一項に規定する連合国占領軍等の行為等をいう。）によらないで死亡したものにつき、当該死亡の日において新法を適用するとならばその者が新法の規定により支給を受けることとなる補完障害給付金又は補完打切給付金の額に相当する金額の支給金を、その者の遺族でこの法律の施行の日において日本の国籍を有するものに対し、支給する。

3 新法第四条、十一条、第十二条、第十五条から第十七条まで及び第二十二條から第二十六條までの規定は、前項の支給金について準用する。この場合において、新法第十一条及び第十二條中「この法律の施行の日」とあるのは、「連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和 年法律第 号）の施行の日」と読み替へるものとする。

（連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法

律の一部改正)

4 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和四十一年法律第 号」を「昭和四十二年法律第二号」に改める。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約五十九億四千万の見込みである。

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第一条の三の次に次の一条を加える。

(昭和四十六年度における旧法による退職年金等の額の改定)

第一条の四 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十六年一月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の四の仮定俸給(同条第二項若しくは第三項又は同条第四項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。次項において同じ。)に対応する別表第一の五の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

2 前項の年金については、昭和四十六年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の四の仮定俸給に対応する別表第一の六の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

3 第一項の年金のうち昭和二十三年六月三十日以前に給付事由が生じた年金で、その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達しているものに対する前項の規定の適用については、同項中「別表

第一の六の仮定俸給」とあるのは、昭和二十三年六月三十日においてその年金額の算定の基礎となつた俸給(以下「旧基礎俸給」という。)が九十五円以下のものにあつては、別表第一の六の仮定俸給の二段階上位の仮定俸給」と、旧基礎俸給が九十五円をこえ百三十五円以下のものにあつては「別表第一の六の仮定俸給の一段階上位の仮定俸給」とする。

4 昭和二十二年七月一日から昭和二十三年六月三十日まで給付事由が生じた前項の年金で、その旧基礎俸給が、当該年金の給付事由が昭和二十二年六月三十日に生じたものとした場合における旧基礎俸給に相当する昭和二十三年六月三十日以前に給付事由が生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十九号)別表第一の上欄に掲げる旧基礎俸給の一段階上位の同表の旧基礎俸給をこえることとなるものに対する同項の規定の適用については、当該一段階上位の旧基礎俸給を当該年金の旧基礎俸給とみなす。

5 前項の年金に対する第二項の規定の適用については、同項中「その算定の基礎となつて別表第一の四の仮定俸給」とあるのは、「第四項の規定により第三項の規定の適用上第四項の年金の旧基礎俸給とみなされた上位の旧基礎俸給に基づきその額を算定した同項の年金について年金の額の改定に関する法令の規定(昭和二十三年六月三十日以前に給付事由が生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律第一条第四項の規定を除く。)を適用した」とした場合に受けるべき第四項の年金の額の算定の基礎となつて別表第一の四の仮定俸給」とする。

6 前三項の規定は、第四項の年金のうち、前三項の規定を適用した場合の改定年金額がこれらの規定を適用しないものとした場合の改定年金額となるべき額に達しない年金については、適用しない。

7 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

第二条の三の次に次の一条を加える。

(昭和四十六年度における旧法による障害年金等の額の改定)

第二条の四 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十六年一月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の四の仮定俸給(同条第二項又は同条第三項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。次項において同じ。)に対応する別表第一の五の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の五」と読み替へるものとする。

2 前項の年金については、昭和四十六年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の四の仮定俸給に対応する別表第一の六の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の六」と読み替へるものとする。

3 第一条の四第三項から第六項までの規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「一段階上位」とあるのは、「二段階上位」と読み替へるものとする。

4 次の各号に掲げる年金については、第一項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に

満たないときは、昭和四十六年一月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の五に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、三万六千円を加えた額）

二 殉職年金 十六万三百円

三 障害遺族年金 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する金額

5 前項各号に掲げる年金については、第二項の規定により改定された額が、前項第一号中「別表第四の五」とあるのは「別表第四の六」と、同項第二号中「十六万三百円」とあるのは「十七万三千七百円」と読み替えた場合における同項各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十六年十月分以後、その額をその読み替えられた当該各号に掲げる額に改定する。

6 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項の規定により年金の額を改定する場合について、第二条の二第三項及び第四項の規定は、前二項の規定により年金の額を改定する場合について、それぞれ準用する。

第三条の三の次に次の一条を加える。

（昭和四十六年九月三十日以前の退職に係る法による年金の額の改定）

第三条の四 昭和四十五年十二月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和四十六年一月分以後、その額を、前条第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつて算定する年金額（同条第二項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定する年金額とした年金については前条第一項の規定により、昭和四十五年十月一日以後に法の退職をした組合員に係る年金については同項の規定に準じて、それぞれ年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額。次項において同じ。）を十二で除して得た額で別表第一の五の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給の額の十二倍に相当する金額を法第七七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和四十六年九月三十日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、同年十月分以後、その額を、前条第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつて算定する年金額を十二で除して得た額で別表第一の六の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給の額の十二倍に相当する金額を法第七七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第六項の規定は、前二項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

第五条第一項中「第一条の三」を「第二条の四」に改め、同条第二項中「第三条の三」を「第三条の四」に改める。

別表第一の五

別表第一の四の仮定俸給		仮定俸給	
一三、五四〇円	一三、五八〇円	一三、五四〇円	一三、五八〇円
一三、九一〇	一四、二〇〇	一三、九一〇	一四、二〇〇
一四、二三〇	一四、五三〇	一四、二三〇	一四、五三〇
一四、七〇〇	一五、〇〇〇	一四、七〇〇	一五、〇〇〇
一四、九八〇	一五、二八〇	一四、九八〇	一五、二八〇
一五、五〇〇	一五、八二〇	一五、五〇〇	一五、八二〇
一六、二五〇	一六、五八〇	一六、二五〇	一六、五八〇
一七、〇四〇	一七、三九〇	一七、〇四〇	一七、三九〇
一七、八一〇	一八、一八〇	一七、八一〇	一八、一八〇
一八、六一〇	一八、九九〇	一八、六一〇	一八、九九〇
一九、三八〇	一九、七八〇	一九、三八〇	一九、七八〇
二〇、一八〇	二〇、五九〇	二〇、一八〇	二〇、五九〇
二〇、六八〇	二一、一一〇	二〇、六八〇	二一、一一〇
二一、一八〇	二一、六二〇	二一、一八〇	二一、六二〇
二一、七六〇	二二、二一〇	二一、七六〇	二二、二一〇
二二、五八〇	二三、〇五〇	二二、五八〇	二三、〇五〇
二三、二八〇	二三、七七〇	二三、二八〇	二三、七七〇
二三、九五〇	二四、四五〇	二三、九五〇	二四、四五〇
二四、七五〇	二五、二六〇	二四、七五〇	二五、二六〇
二五、五七〇	二六、〇九〇	二五、五七〇	二六、〇九〇
二六、四四〇	二六、九九〇	二六、四四〇	二六、九九〇
二七、三三〇	二七、九〇〇	二七、三三〇	二七、九〇〇
二八、四五〇	二九、〇三〇	二八、四五〇	二九、〇三〇
二九、一三〇	二九、七四〇	二九、一三〇	二九、七四〇
三〇、〇五〇	三〇、六八〇	三〇、〇五〇	三〇、六八〇
三〇、九三〇	三一、五七〇	三〇、九三〇	三一、五七〇

三二、七〇〇
三三、一六〇
三四、五〇〇
三六、二九〇
三八、二八〇
三九、二八〇
四〇、二五〇
四一、六四〇
四二、四四〇
四四、八〇〇
四五、九七〇
四七、一八〇
四九、五三〇
五一、九一〇
五二、五三〇
五四、四八〇
五七、二七〇
六〇、〇三〇
六一、七三〇
六三、三九〇
六六、七六〇
七〇、一三〇
七〇、八〇〇
七三、四七〇
七六、八四〇
八〇、二三〇
八三、五七〇
八五、六八〇

三三、三八〇
三三、八四〇
三五、二二〇
三七、〇五〇
三九、〇八〇
四〇、一〇〇
四一、〇八〇
四二、五〇〇
四三、三二〇
四五、七三〇
四六、九二〇
四八、一六〇
五〇、五六〇
五一、九八〇
五三、六二〇
五五、六一〇
五八、四五〇
六一、二七〇
六三、〇〇〇
六四、七〇〇
六八、一三〇
七一、五八〇
七二、二六〇
七四、九九〇
七八、四三〇
八一、八八〇
八五、二九〇
八七、四五〇

別表第一の六

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の四の仮定俸給の額が一三、五四〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・〇八七五の一・一一を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

八七、九三〇	八九、七五〇
九二、二八〇	九四、一八〇
九六、六六〇	九八、六六〇
九八、八七〇	一〇〇、九一〇
一〇一、〇〇〇	一〇三、〇九〇
一〇五、三五〇	一〇七、五三〇
一〇七、三四〇	一〇九、五七〇
一〇九、七〇〇	一一一、九八〇
一一四、〇六〇	一一六、四二〇
一一八、八〇〇	一二一、二六〇
一二一、二四〇	一二三、七五〇
一二三、五五〇	一二六、一一〇
一二五、九八〇	一二八、五八〇
一二八、三二〇	一三〇、九七〇
一三三、〇五〇	一三五、八〇〇
一三七、七八〇	一四〇、六三〇
一四〇、一三〇	一四三、〇三〇
一四二、五三〇	一四五、四八〇

別表第一の四の仮定俸給

仮定俸給

一三、五四〇円	一四、九八〇円
一三、九一〇	一五、三九〇

一四、二三〇
一四、七〇〇
一四、九八〇
一五、五〇〇
一六、二五〇
一七、〇四〇
一七、八一〇
一八、六一〇
一九、三八〇
二〇、一八〇
二〇、六八〇
二一、一八〇
二一、七六〇
二二、五八〇
二三、二八〇
二三、九五〇
二四、七五〇
二五、五七〇
二六、四四〇
二七、三三〇
二八、四五〇
二九、一三〇
三〇、〇五〇
三〇、九三〇
三一、七〇〇
三三、一六〇
三四、五〇〇
三六、二九〇

一五、七五〇
一六、二六〇
一六、五七〇
一七、一四〇
一七、九八〇
一八、八五〇
一九、七〇〇
二〇、五八〇
二一、四四〇
二二、三三〇
二三、八八〇
二三、四三〇
二四、〇八〇
二四、九八〇
二五、七七〇
二六、五〇〇
二七、三八〇
二八、二八〇
二九、二六〇
三〇、二四〇
三一、四八〇
三二、二四〇
三三、二五〇
三四、二二〇
三六、一八〇
三六、六八〇
三八、一八〇
四〇、一六〇

三八、二八〇
三九、二八〇
四〇、二五〇
四一、六四〇
四二、四四〇
四四、八〇〇
四五、九七〇
四七、一八〇
四九、五三〇
五一、九一〇
五二、五三〇
五四、四八〇
五七、二七〇
六〇、〇三〇
六一、七三〇
六三、三九〇
六六、七六〇
七〇、一三〇
七〇、八〇〇
七三、四七〇
七六、八四〇
八〇、二三〇
八三、五七〇
八五、六八〇
八七、九三〇
九二、二八〇
九六、六六〇
九八、八七〇

四二、三六〇
四三、四七〇
四四、五三〇
四六、〇七〇
四六、九六〇
四九、五七〇
五〇、八六〇
五二、二〇〇
五四、八一〇
五七、四三〇
五八、一二〇
六〇、二八〇
六三、三六〇
六六、四二〇
六八、二九〇
七〇、一三〇
七三、八六〇
七七、五八〇
七八、三三〇
八一、二九〇
八五、〇三〇
八八、七六〇
九二、四六〇
九四、七九〇
九七、二九〇
一〇二、〇九〇
一〇六、九四〇
一〇九、三八〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の四の仮定俸給の額が二三、五四〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・〇八七五分の一・二〇三二を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の四の次に次の二表を加える。

別表第三の五

別表第一の五の下欄に掲げる仮定俸給	率
八五、二九〇円以上のもの	二三・〇割
七八、四三〇円をこえ八五、二九〇円未満のもの	二三・八割
七四、九九〇円をこえ七八、四三〇円以下のもの	二四・五割
七二、二六〇円をこえ七四、九九〇円以下のもの	二四・八割
五〇、五六〇円をこえ七二、二六〇円以下のもの	二五・〇割

一〇一、〇〇〇	一一、七五〇
一〇五、三五〇	一一、五七〇
一〇七、三四〇	一一、七七〇
一〇九、七〇〇	一一、三八〇
一一四、〇六〇	一二、一九〇
一一八、八〇〇	一二、四四〇
一二一、二四〇	一二、一四〇
一二三、五五〇	一二、七〇〇
一二五、九八〇	一三、三八〇
一二八、三二〇	一四、九七〇
一三三、〇五〇	一四、七二〇
一三七、七八〇	一五、四五〇
一四〇、一三〇	一五、〇四〇
一四二、五三〇	一五、七〇〇

別表第三の六

別表第一の六の下欄に掲げる仮定俸給	率
九二、四六〇円以上のもの	二三・〇割
八五、〇三〇円をこえ九二、四六〇円未満のもの	二三・八割
八一、二九〇円をこえ八五、〇三〇円以下のもの	二四・五割
七八、三三〇円をこえ八一、二九〇円以下のもの	二四・八割
五四、八一〇円をこえ七八、三三〇円以下のもの	二五・〇割
五二、二〇〇円をこえ五四、八一〇円以下のもの	二五・五割
四六、九六〇円をこえ五二、二〇〇円以下のもの	二六・一割
三八、一八〇円をこえ四六、九六〇円以下のもの	二六・九割

四八、一六〇円をこえ五〇、五六〇円以下のもの	二五・五割
四三、三二〇円をこえ四八、一六〇円以下のもの	二六・一割
三五、二二〇円をこえ四三、三二〇円以下のもの	二六・九割
三三、八四〇円をこえ三五、二二〇円以下のもの	二七・四割
三一、五七〇円をこえ三三、八四〇円以下のもの	二七・八割
三〇、六八〇円をこえ三一、五七〇円以下のもの	二九・〇割
二九、七四〇円をこえ三〇、六八〇円以下のもの	二九・三割
二六、〇九〇円をこえ二九、七四〇円以下のもの	二九・八割
二三、〇五〇円をこえ二六、〇九〇円以下のもの	三〇・二割
二二、二一〇円をこえ二三、〇五〇円以下のもの	三〇・九割
二一、六二〇円をこえ二二、二一〇円以下のもの	三一・九割
二一、一一〇円をこえ二一、六二〇円以下のもの	三二・七割
二〇、五九〇円をこえ二一、一一〇円以下のもの	三三・〇割
一九、七八〇円をこえ二〇、五九〇円以下のもの	三三・四割
一八、九九〇円をこえ一九、七八〇円以下のもの	三四・五割
一八、九九〇円以下のもの	三五・一割

三六、六八〇円をこえ三八、一八〇円以下のもの	二七・四割
三四、二二〇円をこえ三六、六八〇円以下のもの	二七・八割
三三、二五〇円をこえ三四、二二〇円以下のもの	二九・〇割
三二、二四〇円をこえ三三、二五〇円以下のもの	二九・三割
二八、二八〇円をこえ三二、二四〇円以下のもの	二九・八割
二四、九八〇円をこえ二八、二八〇円以下のもの	三〇・二割
二四、〇八〇円をこえ二四、九八〇円以下のもの	三〇・九割
二三、四三〇円をこえ二四、〇八〇円以下のもの	三一・九割
二三、八八〇円をこえ二三、四三〇円以下のもの	三二・七割
二二、三三〇円をこえ二二、八八〇円以下のもの	三三・〇割
二一、四四〇円をこえ二二、三三〇円以下のもの	三三・四割
二〇、五八〇円をこえ二一、四四〇円以下のもの	三四・五割
二〇、五八〇円以下のもの	三五・一割

別表第四の四の次に次の二表を加える。

別表第四の五

障 害 の 等 級						年 金 額
一	二	三	四	五	六	五一六、〇〇〇円
級	級	級	級	級	級	四一八、〇〇〇円
						三三五、〇〇〇円
						二五三、〇〇〇円
						一九六、〇〇〇円
						一五〇、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「二五三、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一九四、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の六

障 害 の 等 級		年 金 額
一 級	級	五五九、〇〇〇円
二 級	級	四五三、〇〇〇円
三 級	級	三六三、〇〇〇円
四 級	級	二七四、〇〇〇円
五 級	級	二二二、〇〇〇円
六 級	級	一六二、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「二七四、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「三一八、五〇〇円」と読み替えるものとする。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中、子、父母、孫及び祖父母で、「を」並びに子、父母、孫及び祖父母で「に改める。

第五十四条第四項及び第六十一条の二第三項中「四百円」を「四百六十円」に改める。

附則第五条第一項第一号ただし書中「及び第九項」を、「第九項及び第十項」に改め、同号中「第二十四条の三第一項又は」を削り、同項第五号中「第八号」の下に「並びに第二十六条の四を加え、」当該職員となる前の在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達している者を除く」を「同日後引き続き海外にあつた未帰還者(未帰還者留家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)第二条に規定する未帰還者をいう。附則第十一条第一項第七号及び第八号並びに第二十六条の四において同じ。)を含む」に改め、「いるもの」の下に「当該未帰還者については、同年九月から帰国した日の属する月までの期間で当該未帰還者であると認められるもの(附則第十一条第一項第七号及び第八号において「未帰還者期間」という。を含む。)」を加える。

附則第十一条第七号中「ある者」の下に「(同日後引き続き海外にあつた未帰還者を含む。)」を、「在職期間」の下に「(当該未帰還者については、その者の未帰還者期間を含む。)」を加え、同項第八号中「あるもの」の下に「(同日後引き続き海外にあつた未帰還者を含む。)」を、「その在職期間」の下に「を含む、当該未帰還者については、その者の未帰還者期間」を加える。

附則第二十二條第一項中(昭和二十八年法律第百六十一号)を削る。

附則第二十六條の三の次に次の一条を加える。

(外国政府等の職員であつた者で施行日以後に組合員となつたものの取扱ひ)

第二十六條の四 法律第五十五号附則第四十二條第一項に規定する外国政府又は同法附則第四十三條に規定する法人の職員として昭和二十年八月八日に在職していた者で、同日後引き続き未帰還者として海外にあり、施行日以後帰国し、その後引き続き職員となつたものに対する長期給付に關しては、附則の規定のうち更新組合員に適用されるものの例による。

附則第三十六條の次に次の一条を加える。

(組合員に係る福祉増進事業)

第三十六條の二 組合は、この法律に定める短期給付、長期給付及び福祉事業のほか、当分の間、これらの給付及び事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、組合員の持家として分譲する住宅の建設及び分譲その他その福祉の増進に資する事業を行なうことができる。

2 組合は、前項の規定により行なう事業に係る経理については、短期給付、長期給付及び福祉事業に係る経理と区分しなければならぬ。

3 前項に規定するもののほか、第一項の規定により行なう事業の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三十八條第一項前段中「合算した期間」の下に「明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の通算対象期間とを合算した期間」を加える。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、第二條中公共企業体職員等共済組合法第五十四條第四項及び第六十一條の二第三項の改正規定並びに第三條並びに附則第三條及び附則第四條の規定は、同年十一月一日から施行する。

(遺族の範囲に關する経過措置)

第二條 第二條の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十五條第一項の規定は、昭和四十六年十月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(通算退職年金の額の引上げ等に関する経過措置)

第三條 改正後の法第六十一條の二第三項の規定は、昭和四十六年十一月一日前に給付事由が生じた通算退職年金についても、同年十一月分以後適用する。

2 前項の規定の適用に係る通算退職年金の額の調整その他必要な事項は、政令で定める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四條 公共企業体職員等共済組合法に基づき共済組合の組合員が昭和四十六年十一月一日前に退職した場合において、同法の規定及び第三條の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係

係法律の一部を改正する法律附則第三十八條第一項の規定を適用するとならば新たに通算退職年金を支給すべきこととなるときは、これらの法律の規定により、同年十一月分から、そのものに通算退職年金を支給する。

理由

公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額を恩給法等の改正の内容に準じて改定するとともに、遺族の範囲の拡大、通算退職年金の額の引上げ、組合員期間に算入すべき外国政府職員等の期間の拡大等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項の表中央労働基準審議会の項中「審議する」を「審議するほか、労働基準監督官の羅免について、同意を与える」に改め、同表中労働基準監督官分限審議会の項を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九十八條第四項中「前三項」の下に「並びに次条第四項及び第五項」を加える。

第九十九條第四項中「命令で定める労働基準監督官分限審議会を」労働に關する主務省に置く労働基準審議会」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の労働基準審議会には、同項の事項の審議に参与させるため、命令で定めるところにより、特別委員を置く。

第百零一條第一項中「及び労働基準監督官分限審議会」を削る。

三月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、許可、認可等の整理に關する法律案

許可、認可等の整理に關する法律案

許可、認可等の整理に關する法律案

許可、認可等の整理に關する法律案

許可、認可等の整理に關する法律案

許可、認可等の整理に關する法律案

許可、認可等の整理に關する法律案

許可、認可等の整理に關する法律案

許可、認可等の整理に關する法律案

許可、認可等の整理に關する法律案

許可、認可等の整理に關する法律案

許可、認可等の整理に關する法律案

許可、認可等の整理に關する法律案

許可、認可等の整理に關する法律案

許可、認可等の整理に關する法律案

許可、認可等の整理に關する法律案

許可、認可等の整理に關する法律案

許可、認可等の整理に關する法律案

許可、認可等の整理に關する法律案

第二十三条中「受けて」の下に「定める基準に従つて」を加える。

第三章 大蔵省関係

(会計法の一部改正)

第五条 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第四項中「歳入徴収官」の下に「(各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、「分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第五項中「前四項」を「前三項」に、「代理せしめ又は分掌せしめる」を「又は分掌させる」に改め、同条第六項中「第三項の規定により歳入徴収官の事務を代理する職員は、これを代理歳入徴収官といい、第四項を第三項に、これを分任歳入徴収官と、分任歳入徴収官」に改め、同条第三項を削る。

第十三条第四項中「支出負担行為担当官」の下に「(各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、「分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第五項中「第四条の二第五項」を「第四条の二第四項」に、「前四項」を「前三項」に改め、同条第六項中「第三項の規定により支出負担行為担当官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為担当官といい、第四項を第三項に、これを分任支出負担行為担当官と、分任支出負担行為担当官」に改め、同条第三項を削る。

第十三条の二第一項前段中「なす」を「する」に、「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改め、同項後段中「第二十四条第三項」を「同項」に改める。

第十三条の三第四項中「第四条の二第五項」を「第四条の二第四項」に、「前三項」を「前二項」に改め、同条第五項を次のように改め、同条第三項を削る。

第一項又は第二項の規定により支出負担行為の認証を行なう職員は、支出負担行為認証官という。

「第四条の二第四項」に、「前三項」を「前二項」に改め、同条第五項を次のように改め、同条第三項を削る。

各省各庁の長又は第一項若しくは第二項の規定により委任された職員は、支出官という。

第二十六條に次のただし書を加える。

ただし、特別の必要がある場合には、政令で特例を設けることができる。

第二十九條の二第四項中「契約担当官」の下に「(各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、「分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第五項中「第四条の二第五項」を「第四条の二第四項」に、「前四項」を「前三項」に改め、同条第六項中「第三項の規定により契約担当官の事務を代理する職員は、これを代理契約担当官といい、第四項を第三項に、これを分任契約担当官と、分任契約担当官」に改め、同条第三項を削る。

第二十九條の三第一項中「代理契約担当官、分任契約担当官」を「及び」に改め、「代理支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官」を削り、「総称する」を「いう」に改める。

第三十九條第二項中「事務の全部を代理する代理出納官吏又はその」を削り、「分任出納官吏」の下に「又は当該出納官吏若しくは分任出納官吏の事務の全部を代理する出納官吏代理」を加える。

第四十條第一項中「代理出納官吏及び分任出納官吏以外の職員をして」を「分任出納官吏及び出納官吏代理以外の職員に」に、「取り扱われしめる」を「取り扱われる」に改める。

第四十條の二第二項中「出納官吏とし、又は当該地の各省各庁所属の他の職員を当該出納官吏の代理出納官吏若しくは分任出納官吏」を「出納官吏、分任出納官吏又は出納官吏代理」に改める。

第四十一條第二項中「但し、代理出納官吏、

分任出納官吏」を「ただし、分任出納官吏、出納官吏代理」に改める。

第四十四條中「代理出納官吏、分任出納官吏」を「分任出納官吏、出納官吏代理」に改める。

第四十六條の二の次に次の一条を加える。

第四十六條の三 各省各庁の長は、次に掲げる者に事故がある場合(これらの者が第四条の二第四項(第十三条第四項、第十三条の三第三項、第二十四条第三項及び第二十九條の二第四項)において準用する場合を含む。)の規定により指定された官職にある者である場合には、その官職にある者が欠けたときを含む。)において必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員にその事務を代理させることができる。

一 歳入徴収官、支出負担行為担当官及び契約担当官並びにこれらの者の分任官

二 支出負担行為認証官及び支出官

各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、前項各号に掲げる者(同項の規定によりこれらの者の事務を代理する職員を含む。)の事務の一部を処理させることができる。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第六條 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「第十三条の三第三項」を「第十三条の三第四項」に改め、同項第三号中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改め、同項第十号を削り、同項第九号中「その補助者」を「政令で定めるところにより、補助者」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号中「代理官及び」を削り、同号の次に次の三号を加える。

八 前各号に掲げる者の代理官

九 会計法第四十六條の三第二項(郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)第三十條第二項において準用する場合を含む。)の規定により第一号から第三号まで又は前三号に掲げる者の事務の一部を処理する職員

十 会計法第二十九條の十一第四項の規定に基づき契約に係る監督又は検査を行なうことを命ぜられた職員

第八條第一項中「第二條第一項第八号」を「第二條第一項第十一号」に、「同項第九号」を「同項第十二号」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第七條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十條第二項を次のように改める。

2 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第四十六條の三第一項の規定は分任支出官に事故がある場合又は分任支出官が欠けた場合について、同条第二項の規定は分任支出官の事務に關し郵政大臣が必要があると認める場合について準用する。

第三十一條第二項中「(昭和二十二年法律第三十五号)」を削る。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)

第八條 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「第十條」を「第十一條第一項」に改める。

第八條第二項を削り、同条第三項中「国税収納命令官」の下に「(前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、「代理させ」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項の規定により国税収納命令官の事務を代理する職員は、代

理国税収納命令官といひ、第三項を「第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十條第二項を削り、同条第三項中「第八條第四項」を「第八條第三項」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第十一條第一項中「国税資金支払命令官」の下に「(前条第一項の規定により委任された職員をいふ。以下同じ。)」を加える。

第十三條第四項を削り、同条第五項中「第八條第四項」を「第八條第三項」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「国税資金支払委託官」の下に「(第三項の規定により委任された職員をいふ。以下同じ。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第八項を第六項とし、同条第九項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第十項を第八項とし、第十一項を第九項とし、同条の次に次の一条を加える。

(事務の代理等)
第十三條の二 大蔵大臣は、国税収納命令官(分任国税収納命令官を含む。次項において同じ。)、国税資金支払命令官又は国税資金支払委託官に事故がある場合(これらの者が第八條第三項(第十條第二項及び前条第四項において準用する場合を含む。))の規定により指定された官職にある者である場合には、その官職にある者が欠けたときを含む。において必要があるときは、政令で定めるところにより、所属の職員にその事務を代理させることができる。

2 大蔵大臣は、必要があるときは、政令で定めるところにより、所属の職員に、国税収納命令官、国税資金支払命令官又は国税資金支払委託官(前項の規定によりこれらの者の事務を代理する職員を含む。))の事務の一部を処理させることができる。

第十七條中「国税資金支払命令官、代理国税

資金支払命令官、国税資金支払委託官及び代理国税資金支払委託官並びにこれらの者からその補助者としてその事務の一部を処理することを命ぜられた職員」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の各号を加える。

一 国税資金支払命令官

二 国税資金支払委託官
第十三條の二第二項の規定により前三号に掲げる者の事務を代理する職員

四 第十三條の二第二項の規定により前三号に掲げる者の事務の一部を処理する職員
五 前各号に掲げる者から、政令で定めるところにより、補助者としてその事務の一部を処理することを命ぜられた職員

(物品管理法の一部改正)
第九條 物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第四條中「第七項」を「第六項」に改める。

第八條中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「第四項」及び「代理させ」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項の規定により物品管理官の事務を代理する職員は、代理物品管理官といひ、第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第九條中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「前条第六項」を「前条第五項」に改め、「第三項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項の規定により物品出納官の事務を代理する職員は、代理物品出納官といひ、第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十條第三項を削り、同条第四項中「第八條第六項」を「第八條第五項」に改め、「又は前項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(事務の代理等)
第十條の二 各省各庁の長は、物品管理官若し

くは物品出納官(分任物品出納官を含む。以下同じ。))又は物品供用官に事故がある場合(これらの者が第八條第五項(第九條第四項及び前条第三項において準用する場合を含む。))の規定により指定された官職にある者である場合には、その官職にある者が欠けたときを含む。において必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、物品管理官(前項の規定によりその事務を代理する職員を含む。))の事務の一部を処理させることができる。

2 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、物品管理官(前項の規定によりその事務を代理する職員を含む。))の事務の一部を処理させることができる。

第二十三條中「(分任物品出納官を含む。以下同じ。)」を削る。

第三十一條第一項中「物品管理官、代理物品管理官、物品出納官、代理物品出納官、物品供用官、代理物品供用官及び第十一條の規定により物品の管理に関する事務を行う都道府県知事又は都道府県庁の吏員並びにこれらの補助者」を「次に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。

一 物品管理官
二 物品出納官
三 物品供用官
四 第十條の二第二項の規定により前三号に掲げる者の事務を代理する職員

五 第十條の二第二項の規定により第一号に掲げる者(その者の事務を代理する前号の職員を含む。))の事務の一部を処理する職員

六 第十一條の規定により前各号に掲げる者の事務を行なう都道府県知事又は都道府県庁の吏員

七 前各号に掲げる者の補助者

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)
第十條 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第二條に次の一項を加える。

4 この法律において「歳入徴収官等」とは、各省各庁の長、各省各庁の長以外の国の機関で他の法令の規定により債権の管理に関する事務を行なうべきこととされているもの又は第五條第一項若しくは第二項の規定により債権の管理に関する事務を行なう者をいう。

3 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の管理に関する事務で自ら行なうもの又は第一項の規定により当該各省各庁若しくは他の各省各庁に所属する職員が行なうものの一部をこれらの各省各庁に所属する他の職員に処理させることができる。

4 前項の規定は、第二項の場合及び他の法令の規定により各省各庁の長以外の国の機関が債権の管理に関する事務を行なう場合について準用する。

第十一條第一項中「第五條の規定に基づき債権の管理に関する事務を行なう者(以下「歳入徴収官等」といふ。))」を「歳入徴収官等」に改める。

(国の所有に属する自動車の交換に関する法律の一部改正)
第十一條 国の所有に属する自動車の交換に関する法律(昭和二十九年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

題名中「自動車」を「自動車等」に改める。
第一項中「二分の一」を削り「国の所有に属する自動車」を「下取り(物品を買入れ入る際、当該物品と同一の用途に供されていた買受人の所有に属する物品を、対価の一部として、当該買入れに係る物品と引換えに売渡人に譲渡すること

をいう。)の商慣習がある自動車、医療用又は試験用の機械器具その他の政令で定める物品であつて国の所有に属するものに、「自動車」とを「これと同種の物品」とに改める。

(閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に關する政令の廃止)

第十二条 閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に關する政令(昭和二十五年政令第三百五十六号)は、廃止する。

第三章 文部省關係

(博物館法の一部改正)

第十三条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「文部大臣が」を「国が設置する施設にあつては文部大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県教育委員会が、」第二十七条第二項第九条を「第二十七條第二項」に改める。

(文化財保護法の一部改正)

第十四条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第一百条の次に次の一条を加える。

(埋蔵物として提出された物件の鑑査の委任等)

第一百条の二 文化庁長官は、必要があるとき、都道府県教育委員会に対し、第六十一条第一項の規定による鑑査、同条第二項の規定による通知及び差戻し並びに第六十二条の規定による引渡し(第六十一条第二項に規定する文化財の引渡しに限る。)の事務を委任することができる。

2 前項の規定による委任があつた場合には、第六十条の規定による警察署長の物件の提出は、当該委任を受けた都道府県教育委員会に對してしなければならない。

第四章 通商産業省關係

(特許法の一部改正)

第十五条 特許法(昭和三十四年法律第二百一

号)の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項及び第九十二条第一項中「特許庁長官の許可を受けて」を削る。

第九十三条第一項中「通商産業大臣の許可を受けて」を削る。

(実用新案法の一部改正)

第十六条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百一十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項及び第二十二條第一項中「特許庁長官の許可を受けて」を削る。

第二十三条第一項中「通商産業大臣の許可を受けて」を削る。

(意匠法の一部改正)

第十七条 意匠法(昭和三十四年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「特許庁長官の許可を受けて」を削る。

第五章 運輸省關係

(國際觀光ホテル整備法の一部改正)

第十八条 國際觀光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十一条第一号中「第六條第二項を」又は第六條第二項に改め、「又は第九条の規定により認可に附けた条件」を削り、同条第一号中「(第十二條第二項において準用する場合を含む。)の場合」を削る。

第十二條及び第十三條を削り、第十四條中「第十一条を前条」に改め、「又は前二條の規定により登録の取消があつたものとみなされたとき」を削り、同条を第十二條とし、同条の次に次の二條を加える。

(承継)

第十三條 登録ホテル業を営む者がその營業の全部を譲渡し、又は賃貸したときは、譲受人又は賃借人は、登録ホテル業を営む者の地位

を承継する。

2 前項の賃貸が終了したときは、賃貸人であつた者は、登録ホテル業を営む者の地位を承継する。

3 登録ホテル業を営む者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、登録ホテル業を営む者の地位を承継する。

4 前三項の規定により登録ホテル業を営む者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(經營の委任等の届出)

第十四條 登録ホテル業を営む者は、その營業の全部若しくは一部の經營を委任し、又はその營業の一部を譲渡し、若しくは賃貸したときは、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 登録ホテル業を営む者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産によるときは、破産管財人)は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 登録ホテル業を営む者は、その營業の全部又は一部を省令の定める期間をこえて休止し、又は廃止したときは、当該省令の定める期間の経過した日又はその廃止の日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、季節的に休止する場合、この限りでない。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

第二十八條中「認可の条件」を削り、「第十四條を第十二條」に改め、「(税の追徴)」の下に「第十三條(承継)」を加える。

第三十二條第一号中「又は第十五條を」第十三條第四項(第二十八條において準用する場合

を含む。)又は第十四條第一項から第三項まで」に改め、同条第三號を削り、第四號を第三號とし、第五號を第四號とする。

(海上運送法の一部改正)

第十九條 海上運送法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第二條中第十一項を第十二項とし、第五項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中「いい」の下に「これを一般旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け」を加え、同項の次に次の一項を加える。

5 この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「特定旅客定期航路事業」とは、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業をいう。

第二章(第三條第一項、第十九條の四第一項、第十九條の七及び第二十三條の五を除く。)中「旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に、「旅客定期航路事業者」を「一般旅客定期航路事業者」に改める。

第三條第一項を次のように改める。

一般旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、運輸大臣の免許を受けなければならない。

第五條第二号中「免許」の下に「特定旅客定期航路事業の許可」を加える。

第十九條の三を次のように改める。

(特定旅客定期航路事業)

第十九條の三 特定旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 第三條第二項、第四條(第二号、第二号の二及び第六号に係るものに限る。)及び第五條の規定は、前項の許可について準用する。

3 第十條の二、第十一條、第十六條及び第十九條第二項の規定は、特定旅客定期航路事業について準用する。この場合において、第十

一条第二項中「第四条」とあるのは、「第四条（第二号、第二号の二及び第六号に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 特定旅客定期航路事業の許可を受けた者は、運輸を開始したときは、遅滞なく、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

5 特定旅客定期航路事業の譲渡又は特定旅客定期航路事業を営む者（以下「特定旅客定期航路事業者」という。）について相続若しくは合併があつたときは、当該事業を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、特定旅客定期航路事業者の地位を承継する。

6 前項の規定により特定旅客定期航路事業者の地位を承継した者は、省令の定める手続により、承継のあつた日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

7 特定旅客定期航路事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産によるときは、破産管財人）は、省令の定める手続により、その日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

8 特定旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、省令の定める手続により、その日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

第二十三條の二及び第二十三條の三を削り、第二十三條の四中「及び第十九條の二を」、「第十九條の二及び第十九條の三第五項から第七項まで」に改め、同条を第二十三條の二とし、第二十三條の五を第二十三條の三とし、第二十三條の六を第二十三條の四とする。

第四十五條の三第一項第一号中「旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改め、同

項第二号中「自動車航送貨物定期航路事業」の上に「特定旅客定期航路事業」を加える。

第四十七條第二号を同条第三号とし、同条第一号中「旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改め、同条の次に次の一号を加える。

二 第十九條の三第一項の規定による許可を受けないで特定旅客定期航路事業を営んだ者

第四十八條第一号中「第二十三條の四」を「第二十三條の二」に改め、同条の次に次の一号を加える。

一の二 第十九條の三第三項において準用する第十一條第一項の規定により認可を受けなければならない事項を受けないでした者

第四十八條第二号の二中「第二十三條の四第二項」を「第十九條の三第三項及び第二十三條の二第二項」に改め、同条第三号中「第二十三條の四」を「第二十三條の二」に改める。

第四十八條の二中「第二十三條の五」を「第二十三條の三」に改める。

第四十九條第一号中「第二十三條の四」を「第十九條の三第三項及び第二十三條の二」に、「第十九條の三第三項」を「第十九條の三第四項、第六項（第二十三條の二において準用する場合を含む。）、第七項（第二十三條の二において準用する場合を含む。）」若しくは第八項に、「第二十二條、第二十三條の二第二項又は第二十三條の三」を「又は第二十二條」に改める。

（内航海運業法の一部改正）
第二十條 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

（臨時船舶建造調整法の一部改正）
第二十一條 臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。
（権限の委任）
第五條 この法律に規定する運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を海運局長に委任することができる。

第六條第一項中「異議申立ての下に」又は審査請求を、「異議申立人」の下に「又は審査請求人」を加え、同条第三項中「異議申立人」の下に「又は審査請求人」を加える。

（鉄道営業法の一部改正）
第二十二條 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十條中「ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス」を「二届出ツベシ」に改める。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條 削除
第二十八條ノ二中「及第二十三條」を削る。
（帝都高速鉄道交通営団法の一部改正）
第二十三條 帝都高速鉄道交通営団法（昭和十六年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二條中「九月迄及十月ヨリ」を削る。
第三十六條中「定款ノ変更」の下に「（命令ヲ以テ定ムル輕微ナル事項ニ係ルモノヲ除ク）」を加え、同条に次の一項を加える。

第二條第一項中「輕車両運送事業」を「輕車両等運送事業」に改め、同条第二項中「又は」を「運送する事業及び自動車（輕自動車を除く。）を使用して」に改め、同条第五項中「輕車両運送事業」を「輕車両等運送事業」に、「輕車両を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業及び輕自動車を使用して旅客を運送する事業及び輕自動車又は輕自動車を使用して」に改める。

第二章（章名、第三條、第八條第一項、第十條第一項及び第三十六條を除く。）中「自動車運送事業」を「一般自動車運送事業」に、「自動車運送事業者」を「一般自動車運送事業者」に改める。

第三條第一項中「及び特定自動車運送事業」を「特定自動車運送事業及び無償自動車運送事業」に改め、同条第二項中「特定自動車運送事業」の下に「及び無償自動車運送事業」を加え、同項第五号中「及び次号」を削り、同項第六号を削り、同条第三項中「自動車運送事業」の下に「であつて、無償自動車運送事業以外のもの」を加え、同条に次の一項を加える。

4 無償自動車運送事業（無償で旅客又は貨物を運送する自動車運送事業）の種類は、左に掲げるものとする。

一 無償旅客自動車運送事業（旅客を運送する無償自動車運送事業）
二 無償貨物自動車運送事業（貨物を運送する無償自動車運送事業）

第四條の見出しを「（一般自動車運送事業の免許）」に改め、同条第二項中「並びに前条第二項各号及び第三項各号」を「及び前条第二項各号」に改める。

第五條第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第六條第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
第六條の二第二号中「の免許」の下に「又は特定自動車運送事業の許可」を加える。

第八条第一項中「自動車運送事業者」を「一般自動車運送事業者を経営する者(以下「一般自動車運送事業者」という。))」に改める。

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十二条に次の二項を加える。

3 運輸大臣が一般自動車運送事業者の種類に応じて標準運送約款を定めて公示した場合においては、当該種類の一般自動車運送事業者は、第一項の認可を受けないでこれと同一の運送約款を定めることができる。同項の認可を受けた運送約款を当該標準運送約款と同一のものに変更しようとするときも同様とする。

4 前項後段の場合においては、当該一般自動車運送事業者は、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第十五条第一号中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、「運送約款」の下に「(標準運送約款と同一の運送約款を定めているときは、当該運送約款)を加える。

第十七条第一項中「貨物自動車運送事業者」を「第三条第二項第四号又は第五号の自動車運送事業者を経営する者(以下「一般貨物自動車運送事業者」という。))」に改め、同条第二項及び第三項中「貨物自動車運送事業者」を「一般貨物自動車運送事業者」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。
(天災等の場合における他の路線による事業の経営)

第十九条の二 路線を定める一般自動車運送事業者を経営する者は、天災その他運輸省令で定めるやむを得ない事由により事業用自動車を運行することができなくなつたときは、第四条第一項の規定にかかわらず、三月をこえない期間を限り、当該路線に係る輸送需要をできる限り満たすため必要な限度において、当該路線と異なる路線により事業を営営することができ。この場合において合理的に必要な

となる事業計画の変更及び当該路線に係る事業の休止については、第十八条第一項及び第三項並びに第四十一条第一項の規定は、適用しない。

2 路線を定める一般自動車運送事業者を経営する者は、前項の規定による事業の経営及び事業計画の変更又は事業の休止につき、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣に届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様とする。

第二十四条の二第二項中「又は一般小型貨物自動車運送事業者を経営する者(以下「一般小型貨物自動車運送事業者」という。))」を削る。

第二十七条中「及び同条第三項第一号」を削る。

第三十六条中「自動車運送事業者」を「一般自動車運送事業者」に改める。

第三十七条第一項に次のただし書を加える。
ただし、第四十条第一項の免許を受けて経営する一般自動車運送事業者又は第四十五条第一項の許可を受けて経営する特定自動車運送事業者の用に供するため、事業用自動車の貸渡しをしようとする場合は、この限りでない。

第四十条第一項中「その者」の下に「以下同じ。」を加える。

第四十五条を次のように改める。
(特定自動車運送事業)

第四十五条 特定自動車運送事業を経営しようとする者は、第三条第三項各号に掲げる自動車運送事業者の種類ごとに、路線又は事業区域を定め、運輸大臣の許可を受けなければならない。
2 特定自動車運送事業の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。
一 経営しようとする特定自動車運送事業の種類
二 予定する路線又は事業区域

三 特定自動車運送事業者の種類ごとに運輸省令で定める事業計画
四 運送の需要者の氏名又は名称及び住所並びに運送しようとする旅客又は貨物の範囲
五 当該事業の経営が運輸上必要である理由
運輸大臣は、特定自動車運送事業者の許可をしようとするときは、左の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 当該事業の経営により、当該路線又は事業区域に隣接する他の自動車運送事業者による一般自動車運送事業者の経営及び事業計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないこと。

二 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

4 第四十条第四項、第五号第二項(第二号に係る部分に限る。)、第三項及び第四項、第六条第二項並びに第六条の二の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十一条まで、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第四十三条、第四十三条の二及び前条(第三号及び第四号に係る部分に限る。))の規定は、特定自動車運送事業について準用する。この場合において、第十八条第二項中「第六条」とあるのは「第四十五条第三項及び同条第四項において準用する第六条第二項」と、第十九条の二第一項中「事業計画の変更及び当該路線に係る事業の休止については、第十八条第一項及び第三項並びに第四十一条第一項」とあるのは「事業計画の変更については、第四十五条第五項において準用する第十八条第一項及び第三項」と、同条第二項中「事業計画の変更又は事業の休止」とあるのは「事業計画の変更」と読み替へるものとする。

6 第二十六条、第二十七条及び第二十九条第一項の規定は、特定旅客自動車運送事業について準用する。

7 特定自動車運送事業者を経営する者(以下「特定自動車運送事業者」という。))は、旅客又は貨物の運賃その他運輸に関する料金を定め、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

8 運輸大臣は、特定自動車運送事業者の経営により、当該路線又は事業区域に隣接する一般自動車運送事業者の経営及び事業計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該特定自動車運送事業者に対し、相当の期限を定めて、公衆の利便を確保するためやむを得ない限度において、当該事業の実施方法の変更を命ずることができる。

9 第三十二条第五項の規定は、前項の命令について準用する。

10 特定自動車運送事業者は、事業の管理を委託し、又は事業を休止し、若しくは廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。事業の管理の委託又は事業の休止について届出をした事項を変更したときも同様とする。

11 特定自動車運送事業者の譲渡又は特定自動車運送事業者について合併若しくは相続があつたときは、当該事業を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは相続人は、第一項の許可に基づく権利義務を承継する。

12 前項の規定により第一項の許可に基づく権利義務を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

13 特定自動車運送事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産によるときは、破産管財人)は、

その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(無償自動車運送事業)

第四十五条の二 無償自動車運送事業を営むようとする者は、第三條第四項各号に掲げる自動車運送事業の種類ごとに、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣に届け出なければならない。無償自動車運送事業を営む者(以下「無償自動車運送事業者」という。)が届出をした事項を変更しようとするときも同様とする。

2 無償自動車運送事業者は、その事業の経営により、当該路線又は事業区域に関連する他の自動車運送事業者による一般自動車運送事業の経営及び事業計画の維持を困難とするため、公衆の利便を著しく阻害し、又は阻害するおそれを生ずることのないようにしなければならない。

3 第二十五条、第二十五条の二、第三十条、第四十三条(第一号に係る部分に限る。)、第四十三条の二並びに前条第八項及び第九項の規定は、無償自動車運送事業について準用する。

4 第二十六条、第二十七条及び第二十九条第一項の規定は、無償旅客自動車運送事業について準用する。

5 無償自動車運送事業者は、事業を廃止し、又は事業の全部を譲渡したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

6 無償自動車運送事業者たる法人が左の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

一 法人が合併により消滅した場合においてはその業務を執行する役員であつた者

二 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合においては、その清算人

三 法人が破産により解散した場合においては、その破産管財人

7 無償自動車運送事業者が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡後三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。第四十六条中「又は通運事業法昭和二十四年法律第二百四十一号」第十三条の規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者を削り、「第四十三条及び」を「第四十三条並びに」に改め、「種類及び」を削り、「貨物自動車運送事業」を「一般区域貨物自動車運送事業」に改める。

第七十六条の見出し及び同条第一項中「自動車運送事業」を「一般自動車運送事業」に改める。第七十七条中「共通にする自動車運送事業」を「共通にする一般自動車運送事業」に、「自動車運送事業者」を「一般自動車運送事業者」に改める。

第七十九条第一項中「第二十五条の二第三項及び第四項」、「第三十条第二項」及び「第四十三条の下に(第四十五条の二第三項において準用する場合を含む。)」を、「第四十三条の二の下に(第四十五条の二第三項において準用する場合を含む。)」に改め、第四十五条の二第三項において準用する第四十五条第八項及び第九項を加える。

第八十一条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第八十四条を次のように改める。

第八十四条 削除

第八十五条第一項中「自動車運送取扱事業者」を「第八十条の登録を受けた者(以下「自動車運送取扱事業者」という。)」に改める。

3 運輸大臣が標準取扱約款を定めて公示した場合においては、自動車運送取扱事業者は、第一項の認可を受けなくてこれと同一の取扱

約款を定めることができる。同項の認可を受けた取扱約款を当該標準取扱約款と同一のものに変更しようとするときも同様とする。

4 前項後段の場合においては、当該自動車運送取扱事業者は、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第八十八条の見出し中「変更等」を「変更」に改め、同条第二項中「第八十二条」を「第八十二条第一項」に改め、同条第三項を削る。

第九十一条の見出しを「(相続)」に改め、同条第一項から第四項までを削り、同条第五項を同条とする。

第九十三条第一項中「第九十一条第二項、第三項及び第四項」を「第九十五条において準用する第四十五条の二第五項から第七項まで」に改める。

第九十五条中「並びに第三十六条」を「第三十六条並びに第四十五条の二第五項から第七項まで」に改める。

「第六章 軽車両運送事業」を「第六章 軽車両等運送事業」に改める。

第九十六条及び第九十七条を次のように改める。

第九十六条及び第九十七条 削除

第九十八条の見出しを「(軽車両等運送事業)」に改め、同条中「軽車両運送事業には、」を「軽車両等運送事業には、第三十条及び」に改める。

第九十九条第一項中「事業用自動車」の下に「及び軽車両等運送事業の用に供する軽自動車」を加える。

を「業として有償」に改める。

第二百一十一条中「第四十三条の二第一項(」の下に「第四十五条の二第三項及び」を、「含む。)」の下に「若しくは第四十五条第一項の規定、同条第五項において準用する第八十八条第一項、第二十条第一項、第四十三条若しくは第四十三条の二第二項の規定」を加える。

第二百一十二条の見出し中「委任等」を「委任」に改め、同条第一項に次の一号を加え、同条第二項を削る。

三 第六章に規定する職権については、旅客の運送に係る軽車両等運送事業にあつては市町村長、貨物の運送に係る軽車両等運送事業にあつては都道府県知事

第二百一十二条の二第一項第一号中「免許」の下に「又は許可」を加え、同項第二号中「及び免許」を「又は免許若しくは許可」に改め、同項第三号中「自動車運送事業」を「一般自動車運送事業」に改める。

第二百一十四条に次のただし書を加える。

ただし、当該処分により運行することとなる事業用自動車の大きさ又は重量が、当該処分に係る路線と路線を共通にする他の自動車運送事業者の当該共通にする路線の部分において運行する事業用自動車の大きさ又は重量をこえないときは、当該共通にする路線の部分については、この限りでない。

第二百一十八条第一号中「自動車運送事業」を「一般自動車運送事業」に改め、同条第二号中「第三十六条」の下に「第四十五条第五項及び」を加える。

第二百一十八条の二第一号中「第二十七条の下に(第四十五条第六項及び第四十五条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第四十三条」の下に「第四十五条第五項、第四十五条の二第三項及び」を加え、同条に次の一号を加える。

三 第四十五条第一項の規定に違反して特定

自動車運送事業を經營した者

第二百九条第三号中「第三十七條第一項の下に（第四十五條第五項において準用する場合を含む。）を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 第四十五條の二第一項の規定に違反して無償自動車運送事業を經營した者

第三百三十条第一号中「第十八條第一項」及び「第二十條第一項」の下に「（第四十五條第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第二十五條の二第三項」の下に「（第四十五條第五項及び第四十五條の二第三項において準用する場合を含む。）」を、「第三十條第二項」の下に「（第四十五條第五項、第四十五條の二第三項及び第九十八條において準用する場合を含む。）」を、「第四十三條の二第二項」の下に「（第四十五條第五項、第四十五條の二第三項及び第九十八條において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第二十五條の二第一項」の下に「（第四十五條第五項及び第四十五條の二第三項において準用する場合を含む。）」を、「（第四十三條の二第三項）の下に「（第四十五條第五項、第四十五條の二第三項及び第九十八條において準用する場合を含む。）」を加え、第六十五條を「第六十五條」に改め、同条第四号中「又は第九十七條第一項」を削る。

第三百三十七條第三号中「第二十九條第一項」の下に「（第四十五條第六項及び第四十五條の二第四項において準用する場合を含む。）」を加える。第三百三十八條第二号中「第十六條、第二十五條、第四十五條第二項」を「第十二條第四項、第十六條、第十九條の二第二項（第四十五條第五項において準用する場合を含む。）」、第二十五條（第四十五條第五項及び第四十五條の二第三項において準用する場合を含む。）」、第四十五條第七項、第十項、第十二項若しくは第十三項、第四十五條の二第五項から第七項まで（第九十五條において準用する場合を含む。）に、「第八十四條、第八十八條第一項若しくは第三項、第九十一條第一項から第四項まで」を「第八十六條第

四項、第八十八條第一項」に改める。

（通運事業法の一部改正）

第二十五條 通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正する。
目次中「第四十一條」を「第四十二條」に改める。

第十二條第一項中「次条の規定による運輸大臣の認可を受けた場合その他」を削る。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

第十五條中「から第六号まで及び」を「若しくは第五号又は」に、「を有する者」を「又は許可を受けた者」に改める。

第十七條第一号中「第二十一條」を「第二十一條第一項」に改め、「通運約款」の下に「（標準通運約款と同一の通運約款を定めているときは、当該通運約款）を加える。

第二十條第三項を削る。

第二十一條に次の二項を加える。

3 運輸大臣が標準通運約款を定めて公示した場合においては、通運事業者は、第一項の認可を受けなければ、同一の通運約款を定めることができない。同項の認可を受けた通運約款を当該標準通運約款と同一のものに変更しようとするときも同様とする。

4 前項後段の場合においては、当該通運事業者は、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第四十一條の次に次の一條を加える。

第四十二條 第二十一條第四項の規定に違反した者は、三万円以下の過料に処する。

（自動車ターミナル法の一部改正）

第二十六條 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項に次のただし書を加える。

ただし、運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

第七條に次の一項を加える。

3 自動車ターミナル事業者は、第一項ただし書の運輸省令で定める軽微な事項に係る工事計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（航空法の一部改正）

第二十七條 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項に次のただし書を加える。

ただし、定期運送用操縦士、上級事業用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、一等航空士、二等航空士又は航空機関士の資格の技能証明を有する者で電波法第四十條第一項の無線従事者の資格を有するものが、同条第二項の規定に基づき行なうことができる無線設備の操作を行なう場合は、この限りでない。

第四十一條ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、飛行場の設置者は、天災その他やむを得ない事由により許可の申請書に記載した工事完成の予定期日までに工事を完成することができない場合においては、運輸大臣の許可を受けて、同項の規定により工事を完成しなけなければならない期日を変更することができる。ただし、公共の用に供する飛行場以外の飛行場（以下「非公共用飛行場」という。）にあつては、同項の工事完成の予定期日から起算して運輸省令で定める期間内の期日に変更するときは、許可を受けることを要しない。

3 前項ただし書の場合においては、当該非公共用飛行場の設置者は、その変更した期日を運輸大臣に届け出なければならない。

第四十五條第一項中「公共の用に供する飛行場以外の飛行場（以下「非公共用飛行場」という。）」を「非公共用飛行場」に改める。

第四十八條第一号を次のように改める。

一 正当な理由がないのに第四十一條第一項

の規定により工事を完成しなければならない期日（同条第二項の規定により期日を変更したときは、その期日）までに工事を完成しないとき。

第七十二條第一項中「の機長は」を「には」に、「操縦の経験及び当該路線に関する知識を」を「機長として必要な経験、知識及び能力に」、「ならぬ」を「機長として乗組員ではならぬ」に改め、同条第二項中「運輸省令で定めるところにより」を削り、「及び知識を」、知識及び能力に改め、同条第三項を次のように改める。

3 運輸大臣は、必要があると認めるときは、第一項の認定を受けた者が同項の経験、知識及び能力を有するかどうかを臨時に審査をしなければならない。

第七十二條に次の七項を加える。

4 第一項の認定を受けた者が、第二項の審査を受けなかつたとき、前項の審査を拒否したとき、又は第二項若しくは前項の審査に合格しなかつたときは、当該認定は、その効力を失ふものとする。

5 第一項の規定は、運輸大臣の指定する範囲内の機長で、第二百二條第一項の定期航空運送事業者で運輸大臣が申請により指定したものの（以下「指定定期航空運送事業者」という。）の当該事業の用に供する航空機に乗り組むものが、第一項の経験、知識及び能力を有することについて当該指定定期航空運送事業者の認定を受けたときは、適用しない。

6 指定定期航空運送事業者は、前項の認定を受けた者及び運輸大臣の指定する範囲内の機長で第一項の認定を受けたものについて、第二項及び第三項の規定に準じて審査をしなければならない。この場合においては、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

7 第四項の規定は、前項の審査について準用する。

8 運輸大臣は、必要があると認めるときは、

第六項の規定により指定定期航空運送事業者が審査をすべき者についても第二項及び第三項の審査をすることができ、この場合においては、第四項の規定の適用があるものとす。

9 指定定期航空運送事業者は、第五項の認定及び第六項の審査を行なうときは、運輸大臣が当該指定定期航空運送事業者の申請により指名した運輸省令で定める要件を備える者に実施させなければならない。

10 前各号の規定を実施するために必要な細目的事項については、運輸省令で定める。

第二百八条 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「は、別表のとおりとし、」を「及び」に改める。

第三十条を削り、第三十条の二を第三十条とし、第三十条の三を第三十条の二とする。

第四十二条中「第三十条」を削る。

別表を削る。

式並びに空中線の型式及び構成を「及び周波数」に改める。

第八章中第四百四条の二の次に次の一条を加える。

（権限の委任）
第四百四条の三 この法律に規定する郵政大臣の権限は、郵政省令で定めるところにより、その一部を地方電波監理局長に委任することができる。

2 第八十五条から第九十九条までの規定は、地方電波監理局長が前項の規定による委任に基づいてした処分についての審査請求及び訴訟に準用する。この場合において、第九十六条の二中「郵政大臣」とあるのは「地方電波監理局長」と、「異議申立てに対する決定」とあるのは「審査請求に対する裁決」と読み替えるものとする。

第七章 建設省関係
（住宅組合法の廃止）
第三十条 住宅組合法（大正十年法律第六十六号）は、廃止する。

附則
（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第十八条、第十九条及び第二十八条（港則法第二条の改正規定及び別表を削る改正規定に限る。）並びに附則第六項、第十八項、第二十六項及び第二十九項 公布の日から起算して一月を経過した日

二 第五条から第十一項まで並びに附則第四項及び第二十三項 公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日

2 第二十三条の規定による改正後の帝都高速度交通営団法第三十二条の規定は、帝都高速度交通営団の昭和四十六年四月に始まる事業年度から適用する。

3 この法律の施行前に第四条の規定による改正前の日本原子力研究所法第十九条第二項の規定により内閣総理大臣が任命した顧問は、第四条の規定による改正後の日本原子力研究所法第十九条第二項の規定により理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命した顧問とみなす。

4 第五条の規定による改正前の会計法第三十九条第二項（同法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する代理出納官吏又は第九十九条の規定による改正前の物品管理法第八條第七項、第九條第六項若しくは第十條第五項（これらの規定を同法第十一條第二項において準用する場合を含む。）に規定する代理物品管理官、代理物品出納官若しくは代理物品供用官若しくはこれらの補助者のこの法律の施行前の事実に基づく弁償責任については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に第十三条の規定による改正前の博物館法第二十九条の規定により文部大臣がした指定は、第十三条の規定による改正後の博物館法第二十九条の規定により文部大臣又は都道府県の教育委員会がした指定とみなす。

6 第十九条の規定の施行の際現に経営している同条の規定による改正前の海上運送法第三条第一項第二号の特定旅客定期航路事業に係る同項の免許は、第十九条の規定による改正後の海上運送法第十九条の三第一項の許可とみなす。

7 この法律の施行の際現に第二十条の規定による改正前の内航海運業法第三条第一項の許可を受けて総トン数二十トン以上百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによる内航海運業又は内航船舶貸渡業を営んでいる者は、当該事業について第二十条の規定による改正後の内航海運業法第三条第二項の届出をした者とみなす。

8 第二十四条の規定の施行の際現に経営している同条の規定による改正前の道路運送法（以下「旧道路運送法」という。）第三条第二項第六号の一般小型貨物自動車運送事業（第二十四条の規定による改正後の道路運送法（以下「新道路運送法」という。）第三条第四項第二号の無償貨物自動車運送事業又は同法第二条第五項の軽車両等運送事業に該当するものを除く。以下同じ。）に係る旧道路運送法第四條第一項の免許は、新道路運送法第三条第二項第五号の一般区域貨物自動車運送事業に係る同法第四條第一項の免許とみなす。

9 第二十四条の規定の施行前にした旧道路運送法第三条第二項第六号の一般小型貨物自動車運送事業に係る同法第四條第一項の免許の申請は、新道路運送法第三条第二項第五号の一般区域貨物自動車運送事業に係る同法第四條第一項の免許の申請とみなす。

正後の内航海運業法第三条第二項の届出をした者とみなす。

10 第二十四条の規定の施行の際現に経営している旧道路運送法第三条第三項の特定自動車運送事業（新道路運送法第三条第四項の無償貨物自動車運送事業又は同法第二条第五項の軽車両等運送事業に該当するものを除く。以下同じ。）に係る旧道路運送法第四條第一項の免許は、新道路運送法第三条第二項第五号の一般区域貨物自動車運送事業に係る同法第四條第一項の免許とみなす。

11 第二十四条の規定の施行前にした旧道路運送法第三条第三項の特定自動車運送事業に係る同法第四條第一項の免許の申請は、新道路運送法第三条第二項第五号の一般区域貨物自動車運送事業に係る同法第四條第一項の許可の申請とみなす。

12 第二十四条の規定の施行の際現に旧道路運送法第四条第一項の免許を受けている自動車運送事業で新道路運送法第三条第四項の無償貨物自動車運送事業に該当するものを経営している者は、同法第四十五条の二第一項前段の届出をしないでも、当該事業を引き続き経営することができ、この場合において、同項後段の規定の適用

(二) 道路運送法第四十五條第一項(特定自動車運送事業)の特定自動車運送事業の許可(一時的な需要のために期間を限定して行なう許可その他政令で定める許可を除く。)	許可件数	一件につき一万円
	登録件数	一件につき一万円
(三) 道路運送法第八十條第一項(登録)の自動車運送取扱事業の登録		

28 (消費生活協同組合法の一部改正)
消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百九號)の一部を次のように改正する。

第百九條第一號を次のように改める。

一 削除

29 (船舶整備公団法の一部改正)
船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六號)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「(一般旅客定期航路事業に係る部分に限る。)」を削る。

(住宅金融公庫法の一部改正)

30 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五百十六號)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第二號を次のように改める。

二 削除

第十八條中「、同項第二號に該当する住宅組合についてはその組合員の住宅を必要とする事由」を削る。

第二十一條の三第三項ただし書中「又は第六號に該当する場合においては、当該住宅、災害復興住宅、地すべり等関連住宅又は土地若しくは借地権に係る貸付金の額を、第七號」を削り、同項中第五號及び第六號を削り、第七號を第五號とし、第八號から第十一號までを二號ずつ繰り上げる。

(産業労働者住宅資金融通法の一部改正)

31 産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三號)の一部を次のように改正する。

第九條第三項中「第五號、第六號、第八號及び第九號」を「第六號及び第七號」に、「同項第十

号」を「同項第八号」に改める。

(地方税法の一部改正)

32 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第五号中「住宅組合」を削る。

第七十三條の七第十四號を削る。

(所得税法等の一部改正に伴う経過措置)

33 附則第十五項に規定する住宅組合に關しては、この法律の附則の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 一 所得税法
- 二 法人税法
- 三 消費生活協同組合法
- 四 住宅金融公庫法
- 五 産業労働者住宅資金融通法
- 六 地方税法

昭和四十六年四月一日印刷

昭和四十六年四月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局